

環境経済委員会記録

日	令和2年6月12日（金）（第2回定例会）				
時	午後1時0分 開議（ 休 憩 な し ） 午後4時35分 散会				
場 所	第1委員会室				
出席委員	亀井 琢磨	鷺見 隆仁	伊藤 康平	蛭田 浩文	
	村尾 伊佐夫	岩井 雅夫	宇留間 又衛門	盛田 眞弓	
	石橋 毅	三瓶 輝枝			
欠席委員	なし				
担当書記	遠藤 知美 寺平 素美鈴				
説明員	市民局				
	市民局長	稲生 勝義	市民自治推進部長	川並 修	
	生活文化スポーツ部長	那須 一恵	市民総務課長	小倉 淳	
	区政推進課長	武 大介	文化振興課長	小名木 啓一	
	総括主幹	岡田 和之	区政推進課長補佐	田中 秀和	
	環境局				
	環境局長	米満 実	資源循環部長	栢戸 利一	
	廃棄物対策課長	能勢 益雄	廃棄物施設維持課長	山根 孝幸	
	産業廃棄物指導課長	川瀬 義信			
	経済農政局				
	経済農政局長	加瀬 秀行	経済部長	大町 克己	
	農政部長	表谷 拓郎	経済企画課長	長谷部 収	
	施策推進担当課長	高瀬 大	雇用推進課長	滝田 希成	
	産業支援課長	小花 信雄	企業立地課長	柿沼 利江	
	観光MICE企画課長	上坊寺 貴明	観光プロモーション課長	竹田 嘉仁	
	農政課長	石出 信仁	農政センター所長	高須 右一	
	総括主幹	森田 悟			
	保健福祉局				
	医療政策課長補佐	田村 慎吾			
	都市局				
	建築指導課長	豊田 宏			
	審査案件	議案第61号・専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第1号））（令和2年4月21日）中所管			
		議案第64号・専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第3号））（令和2年5月8日）中所管			
議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）中所管					
発議第5号・千葉市美術館条例の一部改正について					
協議案件					

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

そ の 他	委員席の指定 年間調査テーマについて
委員長 亀井琢磨	

午後 1 時 0 分開議

○委員長（亀井琢磨君） それでは、ただいまから環境経済委員会を開きます。

委員席の指定

○委員長（亀井琢磨君） 委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたしたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

本日、審査を行います案件は、議案 3 件、発議 1 件であります。お手元に配付してあります進め方の順序に従って進めてまいります。案件審査の後、年間調査テーマの設定について御協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適宜窓を開けて換気を行うことといたしますので、御理解をお願いいたします。

なお、傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たりましては、委員会傍聴証に記載の注意事項を御遵守いただければと思っておりますので、お願いいたします。

議案第61号審査

○委員長（亀井琢磨君） それでは、案件審査を始めたいと思っております。

初めに、議案第61号・令和 2 年度千葉市一般会計補正予算（第 1 号）に係る専決処分中所管についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。はい、経済部長。

○経済部長 はい、経済部でございます。よろしくお願いいたします。

失礼して、座って説明させていただきます。

それでは、議案第61号・専決処分中の所管について御説明いたします。表紙に専決処分と書かれた補正予算書でいきますと、4 ページ、6 ページ、8 ページ、9 ページに記載がございますが、経済農政局議案説明資料にて御説明させていただきたいと思います。

議案説明資料 1 ページをお願いいたします。

まず、事業所における臨時相談窓口事業でございます。

1、補正理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、本市で実施する緊急対策の一つとして、業況が悪化している市内中小企業等の経済活動と雇用の維持を図るため、中小企業診断士と社会保険労務士を配置する臨時相談窓口を設置し、経営相談や複雑多岐にわたる国、県、市の各種支援策の周知と制度説明等を行うとともに、多数の申請が想定されるセーフティネットの認定申請臨時受付窓口を設置したものでございます。

続きまして、2 番の事業概要でございますが、開設期間は 4 月 20 日から 6 月 30 日までを予定しておりました。受付は、平日の 9 時から 17 時で、原則、電話で相談に対応しております。なお、相談は電子申請でも受け付けており、面談については事前予約制としております。

場所は、中央コミュニティセンター 2 階の、入ってすぐ右側の国際交流プラザ会議室を今お借りしております。

内容は、事業継続支援や雇用維持支援として、専門職である中小企業診断士や社会保険労務

士による経営相談をはじめ、各種支援事業の周知と制度説明を行っているところでございます。

次に、3、補正予算額と財源ですが、補正予算額は336万円、内訳は、中小企業診断士と社会保険労務士を配置する経費でございまして、財源は全て一般財源です。

なお、財源につきましては、専決処分時点では一般財源でしたが、議案第67号補正予算、今議会の補正予算におきまして、全額を国費に財源更正いたします。これにつきましては、以降説明します4件の事業についても同様でございます。

最後に、4、専決処分後の変更点ですが、5月1日からセーフティネットの認定申請窓口を中央コミュニティセンター2階の風月堂の跡スペースに移動し、拡充を図っているところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。テナント支援協力金についてでございます。

1番、補正理由でございますが、こちらも新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施する緊急対策の一環でございまして、千葉県の上記緊急事態措置による施設の使用停止の協力要請がなされた業種、及び外出の自粛要請等により実質的に休業に準ずる影響を受けている飲食店の負担軽減を早急に図るため、対象テナントに対する賃料等を減免した賃貸人に協力金を交付し、市内事業者の事業継続を支援しようとするものでございます。

続いて、2番の事業概要ですが、(1)対象テナントは二つありまして、アとして、千葉県から発出された休業協力要請に応じて休業した中小・小規模の店舗、及びイとして、自粛要請により影響を受けている飲食店のうち、本市が定めた感染症対策8か条を遵守し、かつ特措法に基づく千葉県の飲食店に対する協力要請に応じた中小・小規模の店舗が対象となっております。

(2)番、協力金を受ける支援対象は、対象テナントの賃料等を減免した賃貸人でございます。

(3)交付金額は、対象テナントに対して賃貸人が減免した賃料等の10分の8で、1テナント当たり50万円が上限となっております。また、対象となる賃料等は、非常事態宣言の発令期間中、4月7日から5月6日でございましたが、に支払いが発生する1か月分の賃料等となっております。

(4)周知方法といたしましては、不動産業者や飲食店などの関係団体等を通じて周知を実施しております。

3番、補正予算額と財源ですが、補正予算額は15億円、財源は一般財源です。

4番、申請期間ですが、4月28日から受付を始めまして、6月30日までとなっております。

5番の専決処分後の変更点でございまして、国の緊急事態宣言の期間延長に伴いまして、5月18日に対象となる賃料を1か月分から2か月分に拡充を図っております。

参考といたしまして、次のページに千葉県の休業の協力要請施設一覧を掲載しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。クラスター防止協力金についてでございます。

まず1、補正理由でございますが、こちらも新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施する事業の一つですが、クラスター化しやすい施設において感染者が発生した場合に、施設名を公表するなどの感染拡大防止に協力した事業者に対しまして協力金を支給することにより、営業停止期間における施設の維持やその後の再開への円滑化を支援しようとするものでござい

ます。

続きまして、2番の事業概要ですが、(1)支給対象は、次の全てに該当する市内の施設を運営している者でありまして、アとして、原則として不特定多数が利用する施設であること、イとして、千葉県が特措法の規定に基づく措置として、施設の使用停止及びイベント開催の停止の協力を要請した施設ではないこととしております。対象施設の例といたしましては、飲食店、スーパー、ホームセンターなどでございます。

(2)番、支給要件といたしましては、従業員等において新型コロナウイルス感染症患者が発生し、次の全てに承諾する場合としております。

(3)番、支給金額につきましては、1事業所当たり100万円でございます。

次に3番、補正予算額と財源と4のスケジュールについては記載のとおりでございます。

最後に、参考といたしまして、次のページに事務フローを記載しております。

事業所において感染者が発生した場合に、対象となる事業所は、保健所等に報告など行いまして、対象となる旨を保健所で判断した場合にあっては、この協力金が使えるという仕組みになっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。テレワーク推進事業費についてでございます。

1番の補正理由でございますが、これも新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施した事業の一つでありまして、市内宿泊事業者によるテレワークプランの利用促進と衛生対策費を一部助成することで、国の基本的対処方針で示されているテレワークを推進するとともに、観光客やイベント等の減等により大きな影響を受けている宿泊事業者へ支援を行うものでございます。

続きまして、2番の事業概要ですが、事業は二つありまして、(1)番のテレワーク販売促進事業2,700万円でございます。市内宿泊施設のテレワークプラン利用者の利用料金に対して助成を行うものです。アの対象者ですが、市内勤務で県内の在住者、または市内在住で県外の勤務者と最初はしておりました。イとして助成額ですが、テレワークプラン利用料金のうち、1回1人当たり上限3,000円でございます。ただし、最低自己負担額として1,000円は頂いております。ウとして、利用期間は4月28日から6月30日まででございます。

(2)番、テレワーク衛生対策補助事業900万円は、1番のテレワーク販売促進事業の実施により利用者が増加することに伴いまして、衛生対策に係る費用の一部を助成しようとするものでございます。アの対象者ですが、テレワークプラン販売促進事業に参加する市内の宿泊業者でございます。イの対象経費は、施設などの消毒や清掃、マスクや消毒液などの衛生対策のための消耗品や備品調達に必要な経費でございます。ウの補助率は、対象経費の4分の3で、上限は30万円でございます。申請期間は、(1)と同じように、4月28日から6月30日となっております。

3番の補正予算額と財源は記載のとおりでございます。

4番、専決処分後の変更点がございます。

5月20日から、テレワークプランの利用対象者を千葉県内の在住者に拡大いたしまして、先ほど説明した勤務先の要件は廃止してございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。飲食店のデリバリー対応支援補助金でございます。

1 番の補正理由でございますが、千葉県の緊急事態措置による外出の自粛要請等の影響で売上げが減少している飲食事業者の販売力強化を図るとともに、デリバリー利用者へのポイント等の付与により市民の外出自粛を促進しようとするものでございます。

続いて、2 番の事業概要ですが、こちらにも事業が二つありまして、まず（1）番の飲食宅配代行業者利用支援補助1,200万円です。こちらのほうは、飲食事業者が宅配代行業者に支払う費用の一部を補助するもので、補助対象経費は、初期登録手数料と月額手数料です。補助率は2分の1で、申請期間は4月22日から5月31日までとして始めましたが、5月28日に申請期間を1か月延長いたしまして、現在では6月30日までとなっております。

（2）番の飲食宅配代行業者利用促進補助1,800万円は、宅配代行業者がデリバリー利用に対しポイントを発行し、利用されたポイントの一部を補助するものでございます。アとして、補助対象経費はポイントの利用額、イとして、補助率は2分の1、ウとして、協力事業者とポイントの付与期間につきましては、記載のとおり4事業者が4月24日から5月31日までの間に発行していただくことができました。エとして、ポイントの付与条件は、1,000円以上の注文に対して500円のポイントを付与するものでございました。

3 番の補正予算額と財源は記載のとおりでございます。

専決処分についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（亀井琢磨君） はい。それでは、これより質疑に入りたいと思いますが、改選後初めての案件審査となりますことから、委員の皆様申し上げます。

御質疑等に当たっては、最初に一括か一問一答か、質問方法を述べていただくほか、一問一答の場合は、答弁を含め、おおむね30分以内でお願いいたします。

それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 一問一答でお願いいたします。

まず、この議案第61号の専決処分の中で、いわゆる地方創生臨時交付金という様々なメニューで、本市としていろいろ、経済対策も含めて展開してきたわけですが、所管局として、この議案第61号の専決処分の全体の中で、地方創生臨時交付金の分母がどのくらいあって、そのうち経済局としてどのくらい占めているのか、数字でお示しいただけることがあるとしたらお示しをいただきたいと思っております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、経済部長。

○経済部長 今説明いたしました5事業は、一度、一般財源で予算を組みましたけれども、今議会で国費に振り替えるという説明をさせていただきましたが、それが全額の臨時特例交付金でございます。なので、市単、一般財源は今のところございません。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） ちょっと質問の仕方が悪かったのか。

それは理解してまして、千葉市としてその他の事業もこの交付金を使っているわけですが、経済局においてどのくらい占めているのかなというのをちょっと確認したくてお聞きしたんですけれども。大体分かれば結構です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、経済農政局長。

○経済農政局長 正確な額につきましては、当初のものと、またこれから入ってくるものがございますので、現段階ではちょっと分からないんですが、当初の段階では、一番最初に入って

くる額では、ほぼこの経済対策で、今回挙げました五つの項目がほぼ全てを占めていたというような状況でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） そういった意味では、経済が悪化しないように、少しでも早くそういった意味で手を打っていただいたということで理解させていただきました。

それでは、個別にお尋ねさせていただきます。

まず、事業者向け臨時相談窓口事業費については、昨日の議案質疑で、6月9日までの延べ相談件数をお示しいただきました。お示しいただいた中で一番多かったのが、どのような支援を受けられるかというのがあって、その次にテナント支援協力金の市の支援メニューについてがあり、続いて国の持続化給付金、雇用調整助成金という、そういう順番でお示しがあつたわけですけれども、それぞれデータは申し上げませんが、こういった内訳を局としてどのように分析され、そこから何か、市内の経済は今こういった状況にあるんだという何か分析等はされていらっしゃるのか、確認させていただきたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、雇用推進課長。

○雇用推進課長 雇用推進課でございます。

現段階でどのような支援が受けられるのかという質問が一番多いことから、そもそも市内企業にとっては、国や県、市の案内、周知がまだまだ足りないものと分析しております。ですので今後、私ども基礎自治体としましては、国や県、いろいろなところで施策を展開すると同時に、市内の事業者に寄り添ったこういった窓口を引き続きやっていくことが大切であると考えております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） はい。まさにそのとおりでと思います。いわゆる相談する側のほうとしてみたら、うちの事業、今どういう状況で、こういった結果になっているんだけれども、じゃ、国、県、市のほうでいろいろ示されている支援に、どこに結びつくのかってなかなか分からない。特に個人事業主なんかはそうだと思うんです。そういった中で、例えば県がやります中小企業再建支援金の県の支援メニューについては134件で、意外と少ないという状況があるんですが、ちょっと確認なんですけれども、制度そのものにつきましては、持続化給付金のメニューと県がやっている中小企業再建支援金というのは、中身的には結構似ていると思うんですが、どこが違って、例えば持続化給付金の対象にもなるし、県のやっている支援金の対象になる場合もあるし、どっちか片一方しかないという場合があるんですけれども、そういうことも含めて恐らく、6月9日までの134件の相談者に対しては丁寧な対応されていると思うんですけれども、ちょっとその中身について教えていただければと思います。

○委員長（亀井琢磨君） 産業支援課長。

○産業支援課長 はい、産業支援課長でございます。

国の持続化給付金と県の再建支援金の違いということでございますが、細かい部分ですとちょっとたくさんありますので、大きな点だけ御説明させていただきます。

まず同じ点が、売上げが50%以上、対前年同月比で減少したというところでございますが、違いとしましては、国の持続化給付金はNPO法人とか様々な団体に交付しております。県のほうにつきましては、千葉県に本社がある企業というような条件がついているのが大きな違い

かと思えます。

○委員長（亀井琢磨君） よろしいですか。村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） そういったメニューはちゃんとあるわけで、しっかりその事業者にとって、二つ受けられる場合も当然あるでしょうし、それだけ困っているということだと思えますので、今後とも対応をしっかりとお願いしたいと思っております。

続いて、テナント支援協力金については、議案研究あるいは質疑等でもいろいろお尋ねをさせていただきました。この中で課題として、オーナーとテナントで家賃等の減免についての合意が得られない場合があったということが少なからずあるわけですが、具体的にはどういった形で合意が得られないということがあったのか、お示しをいただければと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、企業立地課長。

○企業立地課長 企業立地課、柿沼でございます。

オーナーとテナント側の合意が得られなかったというのは、一部、オーナー側で2割の減免の負担をするということがどうしても入ってきてしまうので、そういったことがどうしても受け入れられないという状況があり、合意が得られなかったことがあると聞いております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） オーナー側もいろいろな事情があるからやむを得ないと思うんですけども、そういった場合に、仮にオーナーであっても、自前の不動産であったり、そうでない場合には、オーナーであるにもかかわらずローンを払っているというオーナーもあるわけなので、そういった方に対する様々な国の支援制度もあると思いますので、そういうことも含めながら、なるべくこの事業が利用できるような環境づくりをぜひお願いしたいと思えます。

それから、議案研究でもちょっと指摘させていただいたんですが、6月5日時点で対象テナントが3,870あって、1,034テナントがこの補助メニューを使っていたという話がありました。3ページの参考資料は、千葉県の休業の協力要請施設一覧を。このテナント支援協力金は千葉市のオリジナルの支援であるわけですが、気になった点があって、自動車教習所等の施設の種類のうち、自動車教習所というのは非常に大きい敷地が要るわけなんですけれども、その次の学習塾その他これに類する学習支援業を営む施設等ってありまして、特に市内、地域回っている中で、本当に困っているという切実な声が上がっているのが個人学習塾です。研究の中で、学習施設というのは932店あるというお答えを、平成28年度の中でそういったデータがあるということなんですけれども、全国展開している学習塾もある一方で、多くは個人でやっている学習塾が多いというふうに思っているんですけども、そういったところというのはなかなか、延べ床面積が合計1,000平方メートル超えるというのはなかなかないというのは、恐らく千葉県の休業の一覧を見たときに、所管としてどうなんだということまで検討された上で、こういったことをルールとして使っているのかどうか。実際にそういった学習塾というのは大変だということがあると思うんですけども、所管としてどういうふうに考えておられるのか、その点確認させていただければと思います。

○委員長（亀井琢磨君） 経済農政局長。

○経済農政局長 あくまでもテナント支援協力金につきましては、当初御説明させていただきましたが、千葉県の休業要請を受けているところ、もしくはそれに類似する飲食店等を対象としてありまして、ただ、学習塾、確かに非常に苦しい状況につきましては我々も認識しており

ますので、テナント支援協力金とは別の形で今後、学習塾等に対する支援を検討してまいりたいと考えておりますし、現在も国の制度等では対象となるものもございますので、テナント支援金だけではなくて、様々な支援をこれから検討していきたいと思っております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 局長からそういったお答えがありましたので、今後の取組の中で柔軟な、市が細かいところまで手が届くような支援の在り方というのを、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それで、ちょっと細かいことで申し訳ありません。支援対象が対象テナントの賃料等を減免ということなんですけれども、免除ということも減免の一部だと思うんですが、どんな状況でオーナーのほうは対応してくれたのか。件数は分かっていますけれども、減免の状況というのをちょっと、最新の状況が分かればお示しをいただきたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、企業立地課長。

○企業立地課長 減免の状況ですけれども、大抵、書類の中で減免したことを合意書という形で提出していただいていますけれども、ほとんどの申請においては、100%減免しているという状況になっております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） あ、そうなんですか。100%減免しているケースが多いということなんですね。分かりました。そういった意味じゃ、非常にありがたいオーナーの考え方、対応だと思います。

それでは続きまして、クラスター防止協力金です。

今現在、これを使って云々というのは実績としてはないという状況にあるということなんですけれども、この中で支給要件としてアとイが示されております。事業所名あるいは発生状況を公表することと、疫学調査等の協力をする。名前等を公表するタイミングというのはどういうタイミングなのか。

なぜかといいますと、疫学調査が行われて、飲食店やスーパー、ホームセンター等で発生した場合に、その発生原因がお店なのか、そうでないところで感染して、働いていたところがそういったお店だったのかと、その背景にいろいろな事情があると思うんですけれども、公表するタイミングというのは、こういうことを調査した上で、こういうことが明らかになって公表するというのが在り方なのかなと思うんですけれども、その点の考え方についてお示しをいただければと思います。今後のこともありますので。

○委員長（亀井琢磨君） 医療政策課長補佐。

○医療政策課長補佐 医療政策課でございます。

今いただいた質問なんですけれども、確かに、個人で発生したのか、その施設を利用したのかというところで見解が分かれるところなんですけれども、保健所が疫学調査を行っていく中で聞き取りを行っております。その中で、当該施設を利用している方が複数出てきたときにはクラスターというものが疑われますので、そこで公表するということになると思われま。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） この補正理由は、説明あったとおり、目的もちゃんとしております

ので、目的に合う形で、取扱いは十分注意していただければと思います。

続いて、テレワークについてであります。

利用する側あるいは場所を提供する側に対して、様々な形で支援がなされていて、利用状況も確認しましたがけれども、1,400人近い方が利用していただいたということでは、非常に効果のあったメニューなのかなと思います。ある意味、コロナをきっかけにテレワークが進んでいく、働き方改革につながっていくという段階に今あるのかなと思うんですけれども、テレワーク導入のアドバイス等を行うためには、中小企業診断士等を使ってという取組があると伺っておるんですけれども、中小企業診断士の取組の内容についてはどんな形で。

これは違うのか。テレワーク推進事業は違うんだね。失礼しました。

テレワークというのがしっかり根づいていくためには、コロナが終息した後もこういった事業を推進する必要がある中で、例えば東京都は、東京テレワーク推進センターというのを専門に設けて、そういった事業を推進するために取り組んでいるわけなんですけれども、今後のテレワークについて、本市の考え方や支援の在り方について、お示しをいただきたいと思いません。

○委員長（亀井琢磨君） はい、産業支援課長。

○産業支援課長 産業支援課でございます。

テレワークの推進についてですけれども、広い意味でICTの活用ということで、議案第67号の議案のほうに挙げさせていただいている制度を活用したりとか、あと千葉市産業振興財団で中小企業支援、幅広く全般やっておりますので、その中でもテレワークの推進というのを一つのテーマとして対応を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 今後ともそういった在宅勤務等含めて、新しい働き方等の、今後こういったコロナに代わるようなものがあつた場合に、そういったものにすぐ移行できるような形の整備をしっかりとやっていただきたいと思いません。

最後ですけれども、議案第61号の専決処分のようなメニューがありました。経済部として、今でも当然継続してやっているのもあるんですけれども、こういったメニューを専決処分で行うこととして、当然、ほかの自治体でもいろいろな経済に対するメニューの在り方があって、千葉市はこういった形でやったわけですけれども、全体的に振り返って総括した場合に、どのような評価をされているのか、最後に確認して終わりたいと思いません。

○委員長（亀井琢磨君） はい、経済農政局長。

○経済農政局長 今回、幾つかの事業をやらさせていただいて、特に、例えば一番最初に事業者の相談窓口を設定いたしました。これは当初は事業者向けの窓口として、皆様の今現在の状況を聞くということが第1の目的ではあつたんですが、この間、いろいろな情報が、先ほど委員のほうからも言われましたが、いろいろな情報が蓄積されてまいりました。ですから、これは当初の目的以上に、今後、恐らく長期化するコロナ対策の中で、我々が何をやっていくべきかというときの基礎的な資料ともなりますので、ここでの情報というのはまず大事にしていきたいというのが考え方です。

また、テナント支援金などにつきましては、休業要請等で実際に何か自分たちがやりたくて

も何もできないような事業者さん、こういったところはやはり我々としては支援していかなければいけないという考えの下にやりましたし、それ以外のテレワークの推進とかデリバリーの推進等につきましては、自ら努力して、この苦しい状況の中でも自助努力を行っていこうという業界に対して、我々としては支援していこうという考えで行いました。この考え方は、今後も千葉市の基本的な考え方として続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） ありがとうございます。この議案第61号、様々なメニューを設定するに当たっては、質疑の答弁にもありましたとおり、商工会議所等の市内経済団体であるとか、あるいは観光団体等の各種業界団体とのヒアリングも重ねていただいてこういったメニューにつながったというふうには理解しております。ただ、局長おっしゃるとおり、支援のメニューに引っかけられない、そういった隙間で悩んでいる事業もあるわけなので、そういったところも踏まえて、今後しっかりと支援をしていただければと思います。

私からは以上です。

○委員長（亀井琢磨君） ほかにございますか。はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

議案第61号、専決については、五つの事業あるんですけども、引き続いて拡充されたりということで変更があったるので、議案第61号にとどまらずに議案第67号に触れたりということもあるかと思うんですが、一つは、事業者向けの臨時相談窓口の事業費についても、議案第67号で期間を延長するというふうなことだとかあります。幾つか、国も県も市も各種支援策をしているんだけど、その周知がなかなか難しいとかいうことで、臨時相談窓口設置されたのは必要なことだったなというふうに思いますし、5月1日からもセーフティネットの認定申請窓口拡充ということで次々と充実させていただいているというふうに思います。

最初の補正予算の金額の336万円というのは、中小企業診断士2名と社会保険労務士2名というふうなことの配置で、ここだけの予算でスタートということでもいいでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、雇用推進課長。

○雇用推進課長 はい、雇用推進課でございます。

臨時相談窓口の体制としましては、中小企業診断士2名、あと社会保険労務士2名のほかに、市の職員4名、そして私ども雇用推進課で年間雇用している別な社会保険労務士もございます。そういったもろもろの経費を全て含めるとこれにとどまらないということになります。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） はい、分かりました。様々な方がいらっしやらないときと足りないということだと思うんですが、最初、原則電話ということで、電子申請ということだったんですが、面談は事前予約制ということだったんですけども、面談では、この時点ではどれぐらいの申込みがあったのかということを知りたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、雇用推進課長。

○雇用推進課長 はい、雇用推進課でございます。

どうしても面談になりますと、3密を回避する取組、またスペースも必要になってまいりま

すので、なかなか多くの数を受けることはできませんでした。現在の段階で約30件の面談に対応しております。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） これも後からですが、6月5日の経済部の方からの通知で、雇用調整助成金等の申請をサポートするということも通知で頂きましたよね。これは6月8日の月曜日から、申請書類の作成補助というふうなことで支援のメニューがまた拡充されたということです。支援体制を整えて、各種助成制度の活用まで促進していくということなので、要は電話の相談だとか、電子申請してくださいというだけではきっととどまらないことがあって、もっと充実させないと、より必要な相談にならないということだというふうに思うんです。これ非常にいいことだなと思います。申請書類の作成補助、書類の確認のほかに、ウェブでの電子申請をこうしたらいいと対面で補助するということも本当に必要なことだと思っていましたので。申請手続を完結するまで全面的に支援を行うという改善は求められていたことだというふうに思います。

これまで、社会保険労務士と中小企業診断士2名と、それから年間のお願ひしている労務士さんと職員の皆さん4人ということでしたが、申請の支援体制を整えというふうにあるんですが、これに向けて何か体制などは変えられたり、人数を増やしたりとかということがあるんでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、雇用推進課長。

○雇用推進課長 新しい申請支援の取組については、新規で誰かを雇用したということではなく、既存の職員の中で、優先的にその業務に従事する者を定めたということになります。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） はい、分かりました。

議案質疑のときにも、支援制度の周知をしていただくとともに相談窓口を、今現在1か所なんですけど、確かに、丁寧にお一人一人にかかると、当然、時間もかかるので、こなしていく件数が少なくなるということになると思うんですが、今の1か所だけではなくて、各区役所での対応ということを求めたんですが、それについては今後検討されたりということはあるんでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、雇用推進課長。

○雇用推進課長 現在の相談件数で申し上げると、現状で対応できると考えてはおりますが、今後、申請件数の増加に伴って、様々な場所での支援が必要であれば、また千葉労働局等と相談しまして、今後の展開を考えていきたいと考えております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 市内の事業者の支援って本当に急を要するというふうに思います。申請してから給付の実行までに時間がかかるということで、それまで商売がもつか心配というふうな声も寄せられています。電子申請も手間がかかって、たけている方はいいんですが、そうでないと、郵送にってしまったというふうな方もいますし、制度の活用に困難を生じている例も少なくないので、今後、相談の増加に伴って、ぜひ体制の充実で、きめ細やかな対応ができ

るようにしていただきたいというふうに思います。

次に、テナント支援協力金ですけれども、金額にしてもとても大きくて、15億円ということで、飲食店の負担軽減など図るため、対象テナントに対する家賃等の減免をしたオーナーさんに対してということで、減額した額に対して8割ということであれば、これも途中で、賃料も1か月から2か月に、1テナント当たりの上限も50万円から100万円と実施していただいているんですが、6月5日の時点で1,034件申請というふうなことになってまして、本来はもう少したくさん申請いただけるようなことだったと思うんですが、思うように伸びていないというふうな理由についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、企業立地課長。

○企業立地課長 申請が伸びていないという理由につきましては、オーナー様のほうが高齢で、書類がなかなか書きづらいとか、海外に行っていたりとか、そういったオーナー様のほうの事情で進まなかったところがあると聞いております。

○委員長（亀井琢磨君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 確かにいろいろな環境の方いらっしゃると思いますけれども、今回はオーナーさんがやらないとテナントにまで行き届かないというのが支援協力金のほうだったと思うので、それで現時点ではさほど申請行ってないということになっているかと思います。

それで、対象のテナント、千葉県の休業要請に応じて休業した中小企業、小規模事業者の店舗、外出の自粛要請等により実質的に休業に準ずる影響を受けている飲食店というふうにして、県の休業要請ということの縛りがあったというふうに思うんですが、もう少し広げて考えるようなことは。テナントで家賃が払えなくて困っているというのはここに限らないというふうに思うんです。もう少し広げる予定はなかったのかなと思うんですが、その辺は検討されましたでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、企業立地課長。

○企業立地課長 4月の緊急事態宣言において、早急に対応を図らなければいけないというところが、休業や飲食店の酒類の自粛などによる事業活動を強いられたところをこういった対象にしております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） それから確認なんですけど、申請期間が6月30日までというふうなことになっていますが、この期間を過ぎると、テナント支援協力金というのは無効になってしまって、対象のテナントの方、オーナーさんなども、支援協力金なんて受けられなくなってしまうのでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） 企業立地課長。

○企業立地課長 申請期間につきましては、6月30日ということで締め切っておりますので、その後、今現在補正で上げてますテナント支援金などのほうに御案内いたしたいと思っております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） そうすると、この後、議案第67号のほうのテナント支援金というふうな、直接、オーナーさんを介さないでテナントが申請するという制度も設けていただけてますが、テナント支援協力金が延長して2か月、その後はテナント支援金で1か月ということで、

受けられるところは3か月というふうなことの理解でいいですか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、経済部長。

○経済部長 はい、そのとおりでございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） もちろん、その申請が伸びてない、オーナーさんの都合もあって、申請をしてもらいたいただけれども、まだできてなくて、6月30日間に合わないかもしれないというところがあるかもしれないので、そこはぜひきめ細かにというか、周知をしていただき、援助もしていただきたいというふうに思います。

千葉県の実業要請に応じて休業したというふうなことの範囲内ですので、今回、議案質疑の中で、今後、そのほかの業種については、国で検討されている家賃支援給付金というものを充てていったらどうかという話があったかと思うんですが、これの詳細が分かっているならば、どんなテナントまで対象になるのか、お示しいただければと思いますが。

○委員長（亀井琢磨君） はい、企業立地課長。

○企業立地課長 国の情報によりますと、特に対象は絞らないというふうに聞いております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 自粛をして経営ができなくて、お店が開けなくて、それでも固定費が出ていくということで、本当に大変な思いをしているテナントさんが多いというふうに思います。先ほどのお話の中でも、家賃の減額のオーナーさんの理解がなかったり、あるいは高齢で対応ができなかったりと。同意がなければ減額の更新が行かないとか、それから保険会社さんを使っているところは、そこの保証会社さんに話を通さないといけないとか様々、いろいろと報告があるというふうに聞いています。

今回、15億円という規模で、急いで補正をしていただいたというふうに思うんですが、6月の30日までという期限があるということなので、本来なら柔軟に考えていただいて、4月、5月と家賃を苦しい中で賄わなければならなかったテナントさんにも支援が届くようにしていただければというふうに思いますし、今後は飲食店だけじゃなくて、自粛要請で休業に準ずる影響を受けているそうした企業、店舗の人に行き届くように。国の制度で特に幅というか、特に業種は定めないということですが、手の届かないところについて、やっぱり市の経済部として、ぜひ事業継続の支援をしていただきたいなというふうに思います。

もう一つは、済みません、クラスター防止協力金ですけれども、クラスターが発生した場合に、施設名を公表した事業者に100万円の協力金を支給という。現在は1件も利用がないということで、クラスターが発生していないということで理解をすればいいのかなと思いますが、これは発生していないので利用がないのか、それとも公表するというふうなことのリスク、公表がためられるというふうなことで利用されていないこともあるのかなというふうに思います。他都市でこういう名のりを挙げなさいというような類似の制度というのがあるんでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、経済企画課担当課長。

○経済企画課施策推進担当課長 はい、経済企画課でございます。

他都市の事例でございますが、こちらをつくったときは、千葉市が初の制度であると認識しております。その後、他都市より様々な御照会等をいただき、検討しているというお話を伺

っておりますが、現在のところ、これを制度化したというようなところまで至ったというお話はまだ伺っておりません。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） なかなか公表するというのはリスクが大きいということもあるし、もう少しプライバシーを守るようなやり方で本当に支援するというふうな方法ないのかなというふうに思います。

対象の施設の例として、飲食店、スーパー、ホームセンターというふうに例として挙げられてますけれども、それぞれ買物に行ったりすると、感染の対策に取り組んでらっしゃいます。レジに直接飛沫がかからないようなシールドをやっていたりと。だから、万が一感染してしまった場合は、営業休止期間の対策に支援します、営業の再開に向けて支援しますという姿勢が感じられるのであれば、きっと捉え方も違うのかなというふうなことは思うんですが、店舗で例えばアクリル板の設置だとか手袋の着用だとか、不特定多数が利用するということでは、いろいろな消毒だとか施設に対するそういう対策もしていただいているところに、クラスター防止対策というふうなことの支援で、公表というふうなことではなく、対策しているところに支援しますというふうな考え方をするということはないでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、経済企画課施策推進担当課長。

○経済企画課施策推進担当課長 経済企画課でございます。

こちらに関しましては、まずクラスターの拡大が懸念される施設に対しまして、委員さんおっしゃるとおりのアクリル板であるとか、様々な消毒であるとか、そういった対策を安心して取っていただき、再開をするために必要な資金ということで見積もって100万円という形の協力を設定したところでございますが、そもそもの防止という観点におきましては、そのほかの業に対する支援であるとか、今後の経済対策の中で対応していくべきものであると考えておりますので、そのような御意見も踏まえまして、全般の経済対策の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） クラスター防止協力金は、今年、今年度いっぱいぐらいというふうなことで考えているというお話でしたので、今後、感染防止に継続的に取り組まないといけないということで言えば、クラスターが発生しないように努力していらっしゃる事業者さんを支援する制度へと充実させていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） ほかにございますか。はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） よろしく願いいたします。

この間のまず相談体制のほうから伺っていきたくと思います。

私も皆さんに、こうしたメニューがあるということで地域に入って少し回ってましたら、非常に喜ばれてまして、もう既に申請したという方も10件中5件ぐらい、あとは申請書の用紙をもらってよかった、これからまた相談するとか、あとは自分たちは売上げが下がってないからいいですというのも二、三件ありましたでしょうか。ですから、非常に关心、いろいろとばら

ばらなんだなど。売上げ下がっているところと下がってないところって極端にあるんだなというのが分かりましたので、先ほどの村尾委員の言っていたように、どういった場所とか、どういった営業の部分が下がってないとか、そういったものも今後調査結果を出していただく中で、また今後に生かしていただければと思います。

そして、非常に喜ばれているので、スピーディーに相談に乗っていただきたいなど。もうもちろんやっただいていると思うんですが、例えば電話かけたりしても、なかなか電話がかからないというようなことがあったりするんですかね。そういうときには、例えばかかってきた方の名前とか電話番号とか聞いて、後から折返し電話して、その日とか、あるいは別の日にちゃんと相談に乗りますよというようなことをきめ細やかにやっただいているのか、まずその辺からお伺いしたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） 三瓶委員、質問方法は。一問一答ですか。

○委員（三瓶輝枝君） ああ、ごめんなさい。一問一答方式でお願いします。

○委員長（亀井琢磨君） はい、分かりました。はい、雇用推進課長。

○雇用推進課長 雇用推進課でございます。

現在のところ、現体制で特にお待たせすることなく、全ての電話に対応できている状況でございます。あわせて、電子申請によって相談の申込み等もできますので、お急ぎの場合はそちらを御案内して、こちらから折返しお電話して御説明するというふうに考えております。

また、今後、相談件数の増加によって電話が取り切れないというような状況が出てくるようであれば、また相談体制、人数も含めて見直してまいりたいと考えております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。ここがやっぱり事業者の方にとって命綱の部分でもあろうかと思っております。しかも、国、県、市も含めて、全部、オール相談に乗るといことで、大変皆さん期待してますので、どうぞお願いしたいのと、まだまだ知らない方もいらっしゃいますので。業種によってはまだ知らない人もいるんだなと思って私もびっくりしたんですけれども、今後、そういった意味で、どの辺がまだまだ不足していると考えていらっしゃるのか、どのような取組をされようとしているのか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、経済企画課長。

○経済企画課長 はい、経済企画課でございます。

今まで、業界団体とか経済団体を通じて40団体、これ、ふだんお付き合いしているところなんですけれども、周知を重ねてまいりました。今回、声が届いてないというお話がありましたので、比較的、個人事業主を含むような、例えば畳であるとか豆腐屋であるだとか、そういったような業界にも届けたいということで、こちらのほうから電話をして、チラシを配っているというようなことも取り組んでおります。その効果が出てくるのではないかとというふうに考えておりますが、引き続き業界の方の意見を聞きながら、そういったところに絞り込んでいきたいと。

臨時相談窓口におきましても、業界の情報、どういう業界が多いのかというのも取っておりますので、そういった対応をしっかりと図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。

もう第2段階のステージに入っているのかなと思って、今も驚きましたけれども、やっぱりそこは皆さん期待しているので、なお一層の御尽力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

次に、テナント協力金のことなんですが、これはオーナーが8割でいいよというふうに言っていたときなんですか。それで20%はおまけしてねと。そういう意味で、店子さんとの話合いの中で、20%は店さんが後々払ってもいいですよとか、あるいはまた、20%ぐらいだったら払えるのかなとか、いろいろなパターンがあると思うんですが、オーナーがよしとすれば、いいという返事があれば対象になるのかというのをちょっと伺いたいと思います。

○委員（石橋 毅君） はい、企業立地課長。

○企業立地課長 電話でもそのような形で、減免の2割分を後々店さんが払うようなことはできるかと聞かれておりますが、減免になりますので、そういったところはできないということになります。

○委員長（亀井琢磨君） よろしいですか。はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。

本当に日本中が、どの業界も非常に、こちらでは2割減ぐらいで8割入ってくればまだいいほうなのかなというふうに思ったりしますけれども、この入ってきた分については、やっぱり税金の対象なっちゃうんですか。収入になって。それをお願いします。

○委員長（亀井琢磨君） はい、企業立地課長。

○企業立地課長 こちらのほうは税金の対象になってしまいます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。せっかくこうやって協力していただきますけれども、80%で入ってくるのが少なくなるので、税金も安く、低くなるのかなとは思いますが、協力するので、その辺の対応をもし国のほうでも考えていただけたらと、希望的な観測を今述べさせていただきました。ありがとうございました。

次に、クラスターの件なんですが、一言で言って、例えば保健所がこちらのお店とか、公表したほうがいいんじゃないかというようなアドバイスしたとしても、その経営者が嫌だと言えば駄目なんですか、やっぱり。公表にはならなくなってしまうのでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、医療政策課長補佐。

○医療政策課長補佐 医療政策課です。

おっしゃるとおり、その場合は公表できないことになります。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） この範疇がこっちのほうにかかってくるかどうか分からないんですけども、やはり公表したほうがいいということの内容考えますと、公表しませんが、クラスターの発生が今後考えられるかもしれないということで、そこに行っていた方々の動きとか、どういった人が来ていたとか、いつ来ていたとか、誰と誰が接触したとか、そういうきめ細かいことが分かりづらくなっちゃうと思うんです。ですからこれは、先ほどお話ありましたけれども、プライバシーの件とかもあるんですけども、やはり市民の命と健康とか、それからそのときクラスターを増やさないようにしていくというのは非常に重要なことだと思いますし、東

京都なんか見ていると、結構、公表の仕方もないのかなというふうにも感じるんですが、公表も一工夫必要じゃないかなと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、医療政策課長補佐。

○医療政策課長補佐 そうですね。確かにプライバシーの問題と、あと市民の健康を守るという視点、これを両立させるとするのがとても難しいところなんですけれども、確かに今のままでいいかどうかということでは検討する必要はあるかなと思うんですけれども、その中の一つがこのクラスターの防止協力金のものだと思いますので。またちょっと疫学調査を行っていく中で、保健所としては公表したいんですけれども、それができないという経営者の方もおりますので、ちょっとそこは相談しながら、個別具体的に判断していきたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 逆に言うと事業者の今後の営業にも営業にも関わってきてしまいますので、やみくもには言えませんので、例えば何々区の何々町辺りとか、そういった直接的な。このお金はお渡しできないかもしれませんが、支援金はお渡しできません。そうしますと、それ、こちらの範疇じゃなくなっちゃうんですけれども。でもそれは限りなく、クラスターを発生しないようにするための何々区何々町ぐらい、その辺をしていただくような工夫も必要なのかなと。これ、こちらだけで判断できないことですので、ちょっと相談していただければと、こんなふうに考えております。ありがとうございました。

次に、テレワークの推進事業についてなんですけれども、これ一つ伺いたいのは、利用者の方々が利用した場合の支払い方法というのはどういうふうにお金なのか、それともカードなのか、何か決まっているのかとか、そういうのあるかどうか教えてください。

○委員長（亀井琢磨君） はい、観光MICE企画課長。

○観光MICE企画課長 はい、観光MICE企画課です。

利用者の方は、最低でも1,000円を負担していただくという制度にしております。支払いの方法につきましては、現金でもカードといった形でも大丈夫、受け付けられるということでございます。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございました。

そうしますと、カードというのは、全く千葉市に関係ないカードだと思うんですけれども、今まで1,441人の利用者の方がいらっしゃるんですけれども、ある意味、この施設の方々の申告、千葉市に対して申告された数字とか金額を千葉市が受けるということになるのでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、観光MICE企画課長。

○観光MICE企画課長 はい、観光MICE企画課です。

利用者の方がホテルにチェックインするときに、こちらのほうで作成したカードのほうに署名していただきます。それをもって実際に利用したというエビデンスとして千葉市のほうに各ホテルから申請いただいて、それに対してお支払いするという形を取っております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。じゃ、そういうことであれば、千葉市への報告、情報

が適切に行われているというふうに今判断させていただきましたので、ありがとうございます。

あと、各区ごとの施設は、各区ごとで考えると、どの辺がやっぱり多いんですか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、観光MICE企画課長。

○観光MICE企画課長 はい、観光MICE企画課です。

ちょっと区ごとに、今手元に集計がないんですけども、ホテル合計22ホテルございまして、やはり美浜区、中央区が多いといった状況にはなっております。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。これは立地されているのを考えますと、まあそんなふうになるのかなど。駅前にあったり、そういう意味では中央区、美浜区がホテルも多いですし、それは致し方ないというか、そのほうが利用者にとっても便利だと思いますので、分かりました。その辺確認させていただきました。

それともう一つは、食品店のデリバリーなんですけども、こちらのほう、またまたお伺いしたいんですが、各区ごとの状況。これは4万6,799件ぐらいというふうに伺っておりますけれども、そのうちの程度ずつ各区に広がっているかというのを伺えればと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 はい、観光プロモーション課でございます。

今おっしゃったのは、ポイントのほうの利活用している注文数ということでございますけれども、こちらにつきましては、区ごとのデータはいただいております。入手できておりません。よろしいでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） 大丈夫ですか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。

これについて、実はやっぱりお店というのは、まあ確かに美浜区とか中央区に集中しているかもしれませんが、やはり各区に分散、点在しているんじゃないかと思うんです。ですからこちらのほうで、例えば先ほどテレワークで中央区、美浜区というふうにお話伺ったので、恐らくこちらのほうも。これはまたちょっと別かもしれませんが、せっかくこういったサービスですので、全市的に使っていただきたいというふうに思いますので、各区のデータ、出にくいかもしれませんが、これは今後の千葉市経済の先々を見通していく際の重要な結果というか、それに基づいての新たな施策も考えられるかもしれませんので、出てないというのはよく分からないんですけども、そこはちょっと何かしらのデータ収集はやっていただくというふうに、これは強くお願いしたいと思います。

それだけで結構です。ありがとうございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（亀井琢磨君） ほかに御発言がなければ、採決に移らせていただきます。

あります。じゃ、鷺見副委員長。

○副委員長（鷺見隆仁君） 一問一答でお願いします。

テナント支援協力金に関しまして、議案研究、また昨日の議案質疑等でも、自民党からもい

いろいろ御質問させていただいたんですが、かぶるところあるかもしれませんが、ちょっと質問させていただきたいと思います。

今回、オーナー側が家賃を減免したら8割助成ということなんですけれども、そもそも減免しないで、例えば、100%初めから助成しようみたいな考え方はなかったんでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、企業立地課長。

○企業立地課長 オーナーとテナント、対象としてどちらがいいかという検討は行いましたが、負担の軽減をテナント側に早急に図るところで、オーナーが減免すれば支払いが即、テナント側の支払いが即軽減されるということでこちらのほうを選ばさせていただきました。

○委員長（亀井琢磨君） 鷺見副委員長。

○副委員長（鷺見隆仁君） 結構私のところにも、多くの大家さんのほうから苦情の電話がありました。全国民苦しいんだと。その中で、何で千葉市はこんなばかなことをやっているんだと。自分たちオーナー側も、はっきり言って、税金も払っていて、結構不動産持っている方かなんですけれども、厳しいんだと。店子さんももちろん厳しいのも分かるけれども、我々も厳しいと。両方が話し合う場を設けさせるというのもつらいと。我々も2割泣くのもつらいと。だったら、初めから全部助成してくれりゃいいじゃねえかという意見を強くいただいてあったので、ちょっとそれを御意見として上げさせていただきましたのと、また、何でもかも、そういうスキームを選んでしまったのかと。例えば他都市では、テナント側のほうの契約書だとか、月々幾ら出しているというもののそういう契約書のほうを出してもらって、今現金がないんだって何かしら証明するものを出してもらって、テナント側のほうにお金を支給するだとか、そういういろいろな考え方もあったと思うんですけれども、ちょっとそのスキーム、何で今回、千葉市の場合はこういう形で。

迅速にやったことはすばらしかったと思うんですけれども、結局、15億円のお金準備して、あまり使われてなければ意味がないと思いますので、みんなの使い勝手がよくてみんなに褒められる施策をしたほうがいいと思いますので、そのスキーム、なぜそうなったのか、ちょっと教えてください。

○委員長（亀井琢磨君） はい、企業立地課長。

○企業立地課長 4月の休業事態宣言を受けまして、固定費がやはりテナント側でかなり負担になっているというのは、こちらの経済部のほうでも認識していましたので、ちょっと先ほどと重複してしましますが、テナント側の支払いの負担の軽減という面で、オーナー様のほうに御協力いただいてやっていくということを考えました。また、国のほうも、3月、4月に賃貸人であるオーナー様のほうに減免などをしてほしいという要請文もございましたので、そういった面も含めましてそういう結果に至ったものです。

○委員長（亀井琢磨君） はい、鷺見副委員長。

○副委員長（鷺見隆仁君） はい、ありがとうございます。いろいろと苦情のほうも市民の方からあると思いますが、できましたら皆さんが喜んで使っていただけるような施策のほうに改善していただけることを要望いたします。

また、クラスター防止協力金なんですけれども、これも今使われてないということにして、クラスターが美浜区とかで出たじゃないですか。あの施設とか介護施設等とか医療機関等、またほかのところでもいろいろと、オートバックスさんや、あとソープランドさん等が出て、自

分たちでホームページに載っていたような企業もあったと思うんですけども、そういうところは対象にならないのでしょうか。なぜならないのか、それとも企業側のほうがあえてこういうのを知らないで申し込んでないのか。そういう点ちょっと教えていただけたらと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、どなたが。はい、医療政策課長補佐。

○医療政策課長補佐 そうですね。美浜区の福祉施設と医療機関併せた形でクラスター1件ということでこちらは判断しているものでございます。

その他の事例に関しましては、クラスターという形での判断を保健所のほうではちょっとしていないということになります。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、鷺見副委員長。

○副委員長（鷺見隆仁君） ありがとうございます。

今、クラスター1件は認識しているということなんですけれども、併せて、それに関しては、何で今回、対象にはならないのでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、医療政策課長補佐。

○医療政策課長補佐 今回のクラスター協力金は、原則、不特定多数の方が利用するというのを要件にしてまして、今回の医療機関ですとか福祉施設というのは、利用者が誰かというのが分かるような仕組みになってますので、保健所のほうでは積極的疫学調査というのが、対象者が分かっているのでできる状態になっているということでございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、鷺見副委員長。

○副委員長（鷺見隆仁君） 医療機関、皆さんかかったことございますか。不特定多数じゃないですか。外来やってますよね、あそこの医療機関。多くの方出入りしてましたよね。なので、不特定多数に当たらないという定義がよく分からないんですけども。入院患者だけを指して不特定多数に当たらないと決めつけてしまうのか、それとも、出入り業者や様々な方も出入りしていて、患者さんも出入りしている中でも、不特定多数ならないのか。

もう一つの福祉施設は、デイサービスもやっていたと思うんです。デイサービスで外部からの利用者もあって、送迎等していると思うんです。そういう送迎者に関して、家に帰ったり、いろいろと。買物行っているかもしれないし、いろいろな方とも接しているし、そういう出入りもあると思うんですけども、そういうのも不特定多数には当たらないと。じゃ、全ての医療機関、全ての介護福祉施設は不特定多数のものには絶対に当たらないという定義で千葉市は動いているということでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、医療政策課長補佐。

○医療政策課長補佐 絶対にとということではなくて、今委員がおっしゃったような、出入りの業者の時間帯が分からなくて、接触した可能性があるかもしれないという場合には該当する可能性が生じることはあるとは思いますが、今回の件に関しましては、利用者が使っている時間帯というのがはっきりして、保健所のほうで接触した人というのが特定できたため、対象になってないものと思われまして。

○委員長（亀井琢磨君） はい、鷺見副委員長。

○副委員長（鷺見隆仁君） ありがとうございます。

今回、クラスターが発生したことによって、医療機関のほうも閉院になったようなお話も聞

いておりますし、かなり風評被害等も出たと。今回なかなか厳しい状況、介護施設や医療施設、それ以外の不特定多数じゃないと仮に設定されるような施設や業種に対しても、かなり厳しい運営を強いられると思うんです。誰しものがクラスターを出したくて出したわけではないと思いますので、ぜひとももう少し緩やかな施策に改善していけるように要望いたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（亀井琢磨君） ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（亀井琢磨君） ほかに御発言がなければ、採決に移らせていただきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。議案第61号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分中所管についてを原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（亀井琢磨君） 賛成全員、よって、議案第61号は原案のとおり承認されました。

それでは、説明員の入替えをお願いいたします。お疲れさまでございました。

[経済農政局退室、市民局入室]

議案第64号審査

○委員長（亀井琢磨君） 次に、議案第64号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分中所管についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。はい、市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 市民自治推進部長の川並でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

議案第64号・専決処分について、令和2年度一般会計補正予算（第3号）のうち、所管について御説明いたします。

補正予算書第3号では9ページになりますが、別途配付の市民局議案説明資料により御説明いたします。

議案説明資料の1ページをお願いいたします。

特別定額給付金給付事業でございます。

まず、1の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金に係る経費につきましては、国の補正予算が4月30日に成立したところでございます。これに伴い、特別定額給付金給付事業に係る予算を追加する専決処分を行いましたことにつきまして御承認いただきたく、御報告するものでございます。

次に、2の事業概要ですが、給付対象者は、令和2年4月27日時点で千葉市の住民基本台帳に記載されている方でございます。97万4,000人、46万6,000世帯が対象となります。

給付額は、給付対象者1名につき10万円で、申請方法はオンライン申請と郵送申請になります。

次に、3の補正予算額ですが、総額989億円で、財源は全額国費でございます。

次に、4の補正予算の内容ですが、給付金事業費が974億円、システム構築やコールセンター等の事務費が15億円でございます。

最後に、5のスケジュールですが、5月11日にコールセンターを開設しました。オンライン

申請につきましては、5月15日に受付を開始し、5月28日から順次振込を開始いたしました。

なお、オンライン申請につきましては、6月4日をもって受付を終了しております。

郵送申請につきましては、申請書を5月29日から発送し、6月19日から順次振込を行う予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（亀井琢磨君） それでは、御質疑がありましたらお願ひいたします。はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 一問一答でお願ひいたします。

特別定額給付金については、今まさに取組をいただいているところだと理解しております。質疑でも伺いましたが、オンライン申請等については、ほかの自治体でも見られるような課題があったと。議案研究で伺ったんですが、オンラインするためにはマイナンバーカードを使ってということで、3月末現在で市内におけるマイナンバー登録者数が、割合で19.4%ぐらいに当たると。質疑の答弁の中で、今月4日までに約2万件の申請があって、その7割に当たる1万4,000件の審査は終了しているという答弁をいただいているところです。

そこで、オンライン申請やろうと思えばできる人というのは、持っている人が19.4%ということは、20万人近くいる中で2万件の申請ということは、ただ、申請する人はその20万人じゃなくて、その中の世帯ということで考えると、半分としても5分の1ぐらいの方がオンライン申請されたということなんですけれども、例えばオンラインを先駆けて、ゴールデンウィーク明けと同時にやっている自治体があって、様々な課題が発生したと。そういったニュース等を見聞きして、本来、自分はオンラインでできるんだけれどもやめようかなという、そういった現象がこのような低い数値となっているのかなというふうに私個人的には思うんですけれども、その点、ほかの自治体とオンラインの申請率と比較すると、千葉市はどういう状況だったのか、まずお示しをいただきたいと思ひます。

○委員長（亀井琢磨君） 区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

まず、オンラインの申請状況でございますが、今回、オンライン申請ができる世帯主でマイナンバーカードをお持ちの方は、基準日の4月27日現在、約10万7,000人いらっしゃいまして、それに対して約2万件の申請があったということで、申請率は約19%という状況になっております。

こちらの申請の状況、大変申し訳ございません。他市との比較状況については、分析はできていないんですけれども、基本的にはそれほど、自治体によつての差は大きくないのかなというふうに認識をしているところでございます。コールセンターですとか市役所に直接お問合せいただいた方の御意見などから推察いたしますと、報道などでオンライン申請非常に遅れているので、郵送を待ったほうがいいのかとか、そういったお問合せの中で、郵送の早い可能性もございましてといったような御説明する中で、じゃ郵送を待ちますというふうにおっしゃった方などもいらっしゃったことのほか、今回、マイナポータルという政府のサイトを使って、あとマイナンバーカードの機能であります電子証明書を使っての申請というのは非常になじみがないと。そういったことなどからオンライン申請があまり進まなかったのかなというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 理解をいたしました。

質疑の答弁で、課題について、例えば申請内容が給付の基礎となる住民基本台帳とデータ連携してないということも結構大きな理由じゃないかなど。手続が非常にかかるという中身については、千葉市側として見れば。ただ、オンライン申請というのは、もともと住民基本台帳とはデータ連携してないともうやる前から分かっていることをやらざるを得なかったのかという、そういった疑問もちょっと素人的には思うんですけども、その点いかがなんでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

今回、急遽、この特別定額給付金の申請の選択肢としましてオンライン申請というのが示されました。4月の末頃に国からその申請方法等が示されるまで、全国の自治体が実際どう取り込んで、どう審査をするかというのが分からない状況でのスタートであったというところで混乱したというところがございます。

本市といたしましても、5月1日から制度としては受付ができたところなんですけれども、やはり最低限の住民基本台帳とのデータ連携などができる仕組みを整えてからでないと、その受付をしても、審査誤りですとか、さらに混乱してしまうというリスクがあったことから、その辺のシステムづくりなどを検討した上で、5月15日から開始したところがございます。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） そういったことが予想される中、全国の自治体の中では、オンライン申請を受けないという自治体はあったんですか。御存じないでしょうか。全て郵送申請で受付するという、そういった自治体あったんでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） 市民局長。

○市民局長 申し訳ありません。ちょっと正確なところは分かりませんが、オンライン申請自体は、ほぼほぼ受付は開始したと思います。ただ、その後に、千葉市もそうですけれども、受付を終わらせたというところも出ているところだと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 分かりました。

様々な課題が今回いろいろ表面化していく中で、今後のことを考えたときに、国のほうで議員立法で、マイナンバーと預貯金口座を関連づける法案というのが出されたというふうに聞いております。こういった課題を踏まえて、この法案の中身的にはどのような設計がされていて、今回の課題のこういったものが解消されるんだということにつながっていくと思うんですけども、もし中身的に分かるところあれば、お示しをいただきたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

私どもも報道などでそういった大臣の発言など、政府の見解等を把握しているところはございますけれども、正式に国からの通知ですとか説明といったものはございませんので、その制度の内容については、申し訳ございませんが、把握してございません。いずれにいたしまして

も、そういった御説明あった際には、自治体側としてもどう制度設計すべきかというところを検討し、また意見するところは意見していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、じゃ、市民局長どうぞ。

○市民局長 すみません、補足をさせていただきます。

議員立法の部分につきましては、マイナンバーカードと口座、これを一つの台帳のような形で管理をしていくと。そのような形だったかと記憶してございます。

一方で、政府も総務省のほうで、1人1口座をある面義務化していくというような方向で次の通常国会に向けて検討していくと。そのような発言があったかと記憶しております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） そういった法案が通過したときに、具体的に今度、私がマイナンバー持っていて、口座番号を登録するときに、最初は自分で作業しなくちゃいけないということにつながっていくわけですよ。それ自体がもし間違っていたらあまり意味がないので、そういった段階になったときには丁寧な対応と周知がとても必要じゃないかなと思いますので、対応をお願いしたいと思います。

あとは要望ですけれども、私ども質疑の中で、口座のない方であるとか、あるいは住民基本台帳に載っていないけれども市内に住んでおられる方、あるいはDV被害等で避難されている方等については、それぞれ対応について答弁いただいておりますので、この特別定額給付金については、全ての市民の方に一日も早くお届けすることが大前提でございますので、今後ともしっかりと対応をお願いして、質疑を終わります。ありがとうございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、ほかにございますか。はい、石橋委員。

○委員（石橋 毅君） 一括で結構です。

給付金、皆さん方、遅い、早いの問題ありますけれども、早い市におきましては、もう全額来ているというようなことであります。

それで一つ、これは次の補正等々で拾えるなら拾ってやっていただきたいと。千葉市に住所申請をした人と基本台帳に載った方ということになっているわけですよ。そうすると、ここで一つ、出産の問題が出てくるわけです。赤ん坊が生まれた日が、27日に生まれて、すぐそのまま基本台帳に行けばいいけれども、行かなかったときにどうしようもないのか。国の制度だから、これは4月27日ではないということであるなら、千葉市としてこれをどのような感じで拾い上げてやっていけるのかと。4月いっぱいなら4月いっぱいまでに登録された方は、千葉市の一般財源で見ますよというのが結構、新聞等々で各自治体でいろいろな、救助って言うんですかね、そういう制度取っているんですけども、千葉市の場合は、そういうことは次の補正で考慮できるのかできないのか。できないならば、ひとつ拾い上げてやっていただきたいと。28日に生まれた方はたった1日違いで資格がもうないですよ。早く生まれた方はいいよ。予定日より遅れた方はもらえないよ。というようなことないので、ひとつ千葉市として、次の補正のときにそういうことを考慮してやっていただきたいと。どうせこういうことのいい政策ですから、多くの市民、まして生まれた方には権利はどこでどうなるかというようなことありますので、その点ひとつ、お考えがあればお聞かせを願いたいと。

ですから、この給付金については、何も反対することじゃないというふうに思っているんで

す。ただひとつ、捨てるものなら、くどいけれども、そういう面でお願いができないかなというふうに考えているところです。よろしく、御意見があればお願いします。

○委員長（亀井琢磨君） はい、市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 現在は、委員おっしゃられたように、国のルールで給付する形で、それを戦略で行っているところがございます。一方で、他市でそういった給付が行われているということは存じておまして、千葉市としましては、今後、長期的視点に立って、支援を必要としている人に適切な支援が届けられるように、全市的に対応してまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、石橋委員。

○委員（石橋 毅君） 住みよい、また育てやすい千葉市ということを標榜していくなれば、そういう面でもひとつ拾い上げてやっていただきたいというふうに思うところです。ですから、これは国の政策ですから、4月29日についてとやかく言うわけじゃないけれども、出生をして、その届出が遅れることによって資格がないよというようなことのないように、次の補正のときにはひとつ単独でやれるように、庁内のほうで検討していただければというふうに思うところがございます。お願いをいたします。

○委員長（亀井琢磨君） はい、市民局長どうぞ。

○市民局長 ちょっと1点、補足なんですけど、28日以降につきましては、先ほど部長が申したとおりです。27日に生まれて届出が遅くなった者分については、遡って給付対象になるというところがございますので。基準日、27日ではなく28日以降については、ちょっと全庁的な検討の中でということかと存じます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、石橋委員。

○委員（石橋 毅君） ひとつそういうことで。意外に、知っているようで知らないお話になると思いますので、残念だったというようなことのないようにひとつ。千葉市民のそういう新しい、子育てをしていこう、またやろうという方に光を与えるようにひとつお願いをしておきます。

終わります。

○委員長（亀井琢磨君） はい、ほかにございますか。はい、宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 給付金のこと、6月の19日から順次振込って言いますけれども、お金のことだから、区ごとにやるんですか、それとも受付順にこうやってやるのか。

なぜかという、アベノマスクがそうなんです。うちの町内は来ているんだけど、隣は来ないと。そういうことがありますので、お金のことですから、私がもらったら石橋委員がもらわないと同じで、どういうふうに配るんですか。

○委員長（亀井琢磨君） 一問一答でよろしいですか。

○委員（宇留間又衛門君） 一問一答。

○委員長（亀井琢磨君） はい、分かりました。はい、じゃ市民自治推進部長お願いします。

○市民自治推進部長 基本的には受付順で給付をしていく形になりますので、区ごとというわけじゃなくて、申請の受付順という形になります。

○委員長（亀井琢磨君） はい、宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 受付順で。私はマイナンバーでやろうと思ったら、いろいろ都合があってできませんでしたので、ずっと待ってました。じゃ、私なんか早く来ますね。

以上、終わります。分かりました。

○委員長（亀井琢磨君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） じゃ、一問一答でお願いします。

このシステム構築ということで、結構書類がきちんとしていけば、どんどんオーケーということで、人間の目を通さずに随分と早く処理ができたんじゃないかと思いますが、システムから外れちゃったというか、はじき出されてしまったがゆえに遅くなってしまう部分というのもあったのかなと思うんですが。オンライン申請とそれから郵送申請の来ている件数的なものはどうか、伺いたいと思います。で、はじかれちゃったのはどのぐらいあるのか。もう既に発送、再発送等々されているのか伺います。

○委員長（亀井琢磨君） 区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

オンライン申請につきましては、申請件数は約2万件でございまして、最終的に、例えば二重に申請したりとか、世帯主以外の方が申請したりして不備で言わば不受理というものもございすけれども、それ以外のものにつきましては順次審査をして、先ほど議案質疑でもお答えしましたが、約7割の1万4,000件につきましては、本日の時点で振込の手続きが整っているところでございます。

郵送申請につきましては、5月29日から順次発送しておりまして、6月に入りましてから申請の受付を開始しているところです。現在、郵便局に戻ってきているものを順次、事務センターのほうに受けてはおりますけれども、概数で申し訳ございませんが、今、郵便局のほうには30万件ほど、郵送申請がお戻りになっているということですので、それを逐次事務センターのほうで受けて、審査を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。そうしますと、今の御答弁で、順次進めていただけるということで、ありがとうございます。

それと、中には要らないという方も印つけるようになってますけれども、そういった方は、受理された申請の中にはどの程度いらっしゃったのかというのを伺いできますでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） はい、区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

まだ今、たくさんの頂いた申請書を順次審査しているところでございますが、ちょっとまだ、どれだけ辞退があるとか、そういったところまでは把握してございません。申し訳ございません。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。今後の結果をまた待たせていただきたいと思います。

それともう一つは、やはりコールセンターの設置もしていただいているんですけども、30人ぐらいの体制でやっていただいたということなんですが、私のほうにも結構、かからない、

からないというのが頻繁に私のところに電話かかってきて、もうちょっと待っててとかって、そういうふうに言ってみたり、待てない方は逆に市の職員のほうにかなり問合せなど行ってしまったと思うんですけれども、市の職員の方もいろいろなお仕事していて大変だったと思うので、実際にコールセンター設置について、30人というふうにコールセンターでいらっしゃいますけれども、その30人の根拠って何だったのか。まずそこからお願いします。

○委員長（亀井琢磨君） はい、区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

コールセンターにつきましては、今回、最大30人、30席程度の配置を予定しているところでございますけれども、昨年度行ったプレミアム付商品券などは、対象者は少ない中で10人ほどのコールセンターを設置していたという経緯がございます。その対象人数が今回、特別定額給付金は多いということですか、ただ、問合せ内容はプレミアム付商品券ほどは複雑ではないだろうとか、そういったことなどを勘案しまして、最大30人ほどのコールセンターの設置というような予定にしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 確かに、今おっしゃっていただいたように、お答えするほうも複雑じゃないんだらうなって、私にとってはなかなか難しいところもありましたけれども、そういう意味で30人でいいんだらうというふうに判断されたと思うんですが、集中してかかってくるということは想定されているわけですので、受付は30人なら30人でもいいんです。20人でも。ただ、かかってきた方に、後でまたお返事しますからちょっと待っててくださいとか、そういうサービスをやってもよかったと思うし、今からでも遅くないと思うんですが、その辺の取組どうなっていくのか、お答えいただきたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） 区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課です。

やはり郵送申請の受付を始めました先週、6月の第1週が一番、問合せが多くございまして、そのときはまだ最大30人対応がちょっと取れていなかった状況の中で、大体1日平均1,800件前後の問合せを受けてました。それがつながりにくかったということですので、それ以上の問合せをいただいていたというふうに認識をしております。非常に申し訳なく思っております。

現在は、30人体制でコールセンター対応しておりますし、件数のほうも、ここ数日は1,200件前後に落ち着いていることから、現在は電話がつながりにくいという状況は解消されているというふうに認識しております。

いずれにいたしましても、例えば電話での音声案内なども、例えば市のホームページでもQ&Aを表示してございましてとか、そういったものを御案内するですとか、いろいろ工夫をして、市民の方に御不明な点を伝えるようなことを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。

済みません、このところ言うてしまうんですが、最大30人ということなんですけれども、お金を払う予約というか契約するときに、今おっしゃっていただいたところによると、30人い

ないときもあったということなんですか。そうすると、1日幾らで何日間という契約がされていたのかどうか、その契約どおりだったのかというのを改めて伺いたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

当初、早い段階ではやはり問合せが多いということを見込んで30人ほどを想定して、どんどん、例えばこれ3か月間の申請受付期間でございますので、時間がたちますと問合せ件数が減るだろうということで、コールセンターの席数を減らすというのはそういう想定で契約をしているところでございます。コールセンターが本来ですとつながりにくくなるようなことないような形でというのは考えていたところですがけれども、はっきり細かい積算ではなくて、最大30人でコールセンターの問合せ、市民の方の問合せに対応できるようなというような仕様で契約を結んでいるところでございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。

特に10万円ということで、非常に大きな金額なんです、一般の方にしても。それを期待していて、その使い方も夢心地で皆さん待っていて、それなのになかなか問合せがつかなかったということで、皆さんその辺で余計不安に思ってしまったんじゃないかと思うんです。今後は、今回の件を生かしつつ、何かこういった、昨年プレミアムで10人ということで、そのときは間に合っていたのかもしれませんが、もう規模も違うし、金額も違いますので、その辺の差異というのを今後は、またこんなことで生かせることがありましたら、そんなにコロナが来られちゃ困りますけれども、今後はこの件も生かしつつ、お待たせしない、あるいは音声案内もつながるようにすれば、簡単につながるようにすれば、お年寄りの方も非常に便利をするんじゃないかと思いますので、今後とも検討していただければと。今落ち着いてきたということで少しは安心しましたけれども、今後ともよろしく願います。ありがとうございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、ほかにございますか。はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

1人について10万円という特別定額給付金は本当に大事な制度だというふうに思いますが、先ほどお話ありました、4月の末になってから、いろいろな細かなことが知らされずに、見切り発車的に始まってしまったのかなというのがあって、混乱も否めなかったし。ただ、私、この制度でよかったのは、本当に困っている生活保護者の方の収入認定をしないというふうな判断をしていただいたので、これは本当によかったなというふうに思います。様々、今までプレミアム商品券とか何とかあってあったんだけど、生活保護の方は、それからもうことごとく排除されて、受け取るということにならなかったの、こういう制度は本当に大事なこととは一つ申し上げたいと思います。

それから、オンラインでというふうなことで、マイナンバーカードが十分行き渡ってないという中でオンライン申請方式だと、その申請書を待たずにできますよと、早いですよというふうなことが周知されたにもかかわらず、そうっていなかったということは否めないというふうに思います。

ちょっと言っておかなきゃいけないのは、今回のマイナンバーでの申請がうまくいかなかったのが、もともと住民基本台帳とマイナンバーが突合できていなかったけれども、それを無理

矢理マイナンバーで申請すればというふうなことで進めたことに対して、ひとつ見解を伺っておきたいというふうに思います。正確にやれば、郵送できちんと4月27日の住所で届くというようなシステムがありながら、マイナンバー使ってオンラインというやり方を慌てて進めてしまったことについて、担当の局としてのお考えをちょっと伺いたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

オンライン申請の事務手続きが煩雑になってしまった要因といたしましては、マイナポータルを使っただけの申請ですと、申請者御自身の申請不備などが確認できないというような状況があったことと、先ほど委員おっしゃったような申請内容と住民基本台帳のデータが連携できていないことから、それを市町村のほうでデータを受け付けてから一つ一つ突合しなければいけなかったこと、そういったことで非常に事務が煩雑になって、給付に時間がかかってしまったというふうに認識しております。

住民基本台帳のデータ、当然、市町村の保有する情報でございますので、こういった給付金の事業に関しまして、その住民基本台帳のデータをどういうふうに連携するかというのは様々な方法があるかと思っておりますので、内容によりましては法令等の改正が必要なものなどもございますので、そういったものはやはり今後、国、地方双方で意見を出し合って、データ連携の在り方というものを検討すべきかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

大変苦勞されているというふうに思います。先ほど三瓶委員の話の中で、郵便局に30万件ほど返ってきているものがあるということ言えば、郵送で申請したけれども、それがうまくきちんと必要な人に届くかという、まだもう少しかかるのかなというふうなことで、楽しみに待っていらっしゃる方はいつまで待てばいいのかというふうなことにもちょっと憤りを感じますけれども、とにかく一人一人、全員に10万円の給付がきちっと届くように、また引き続き御努力いただきたいというふうに思います。

ただ、国が進めようとしているマイナンバーカードと一人一人の口座をくっつけると、ひもづけをするということについては、私たち以前から言ってますけれども、個人情報マイナンバーカードに全てくっつけるというふうなやり方は、国がやりたいなというふうに思うんでしょうけれども、国民の様々な情報、データを解釈して、それをどうやって生かすかというふうなことも含めてあるかと思っておりますが、無理無理にこれを進めることについては慎重になるべきではないかなということは思っております。

それからあと、今回は世帯主が申請するというところで、家族全体で家族分、例えば3人なら30万円、4人なら40万円ということで、世帯主への一括給付ということについてですけれども、家庭はそれぞれいろいろ事情がありますので、お一人ずつの家庭であれば、1人に10万円なので問題ないんですが、例えば事情があって同一世帯での給付ができないDVの対策だとか、本当にきめ細かく届くのかどうか。本当に必要である、そうした旦那さんから回避しなきゃならない状況にあっている人にきちっと手立てが届くというふうなことについては、庁内としても全庁挙げて対応しなきゃいけないというふうに思いますが、どんな体制で臨まれるのか、伺

います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課長、小倉でございます。

まず、配偶者、その他の親族の暴力等を理由に避難している方につきましては、別途お申出をいただければ、その世帯主の方とは別に給付金をお支払いすることができるとなっております。私どもとしては、過去に保健福祉センターのほうに御相談された方については、事前はこの申出の関係の書類をお送りいたしまして、周知させていただきました。また、相談機関とかにもこのような制度の御案内を差し上げて、周知をいたしました。

その結果、6月1日までに約140件のお申出いただきまして、その方たちには別途、給付金の申請書を送らせていただいたところでございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） はい、分かりました。必要な方に、今、6月1日現在で140件ということなので、まだほかにあるかもしれないので、ぜひそこは丁寧にやっていただきたいのと、それからもう既にその世帯主に給付がされたものについても、そのままになってしまうのかどうか、確認だけいいですか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、市民総務課長。

○市民総務課長 国の通知では、申出をした方につきましては、仮に先に世帯主の方にその方の分、申出をした方の分も給付したとしても、その申出した方については別途給付をすることはできるというふうになってございます。（盛田委員「世帯主に行った分のその後の世帯主の分は」と呼ぶ）世帯主に行った分は、こちらから返還を求めるということになってございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） はい、ありがとうございます。

必要な方に10万円が必ず届くようにと。まだこれから少し、30万件戻った郵便局の話もちよっと大変だなと思いますが。

それとあと、石橋委員から言われたことはとても大事で、出産した日にちによって受けられる、受けられないというのが変わるというのは、生まれ出たときからお金はかかるわけで、生活していかなきゃなりませんので、子育て支援に優しい制度でなければならぬというふうに思いますので、ぜひ。国がやらないのであれば、千葉市で補正ででもやっていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい。ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（亀井琢磨君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第64号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分中所管についてを原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（亀井琢磨君） 賛成全員、よって、議案第64号は原案のとおり承認されました。

それでは、説明員の入替えをお願いいたします。お疲れさまでございました。

[市民局職員入替え、環境局・経済農政局入室]

議案第67号審査

○委員長（亀井琢磨君） 次に、議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）中所管についてを議題といたしたいと思えます。

当局の説明をお願いいたします。はい、市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 市民自治推進部でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

議案第67号・令和2年度一般会計補正予算（第4号）のうち所管について御説明いたします。補正予算書第4号では8ページと19ページになりますが、市民局議案説明資料により御説明いたします。

議案説明資料の2ページをお願いいたします。

区役所等窓口混雑状況配信システムの導入でございます。

まず、1の補正予算の概要ですが、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、市民対応窓口の混雑を緩和するため、各区役所市民総合窓口課及び市役所前市民センターにおける窓口の混雑状況等について、インターネットでリアルタイムに配信する機能を備えた番号呼出し発券機システムを導入するものでございます。

次に、2のシステムの主な機能と効果ですが、導入するシステムには、待ち時間や呼出し状況をリアルタイムでインターネット配信する機能がございます。なお、こちらの情報につきましては、区役所等の窓口にあるテレビモニターにおいても確認することができるようになります。また、窓口への呼出しのお知らせを電子メールにより通知する機能も搭載する予定でございます。

これらの機能により、市民が来庁前に混雑状況を把握して混雑時の来庁を避けることができるようになるほか、発券後の待ち時間を混雑を避けて過ごすことができるようになり、新型コロナウイルスの感染症拡大の防止につながると考えております。

次に、3の補正予算額ですが、令和2年度予算として7,600万円、令和3年度から令和7年度までの債務負担行為として1,300万円となります。財源は、令和2年度予算について、全額、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

なお、現在、各区役所の市民総合課で利用しております発券機システムは、賃貸借期間が令和3年12月までとなっているところでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、窓口の混雑は早急に改善する必要があると考え、現行機器の賃貸借期間の終了前に、交付金を活用してシステムを入れ替えるものでございます。

最後に、4の今後の予定ですが、本年7月に事業者を決定し、12月までにシステム構築等を行い、令和3年1月から運用を開始する予定でございます。

市民自治推進部の補正予算につきましては以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい。次に資源循環部長。

○資源循環部長 資源循環部の松戸です。よろしくお願いいたします。

失礼して座って説明させていただきます。

議案第67号のうち所管について御説明いたします。

補正予算書は21ページですけれども、お手元の環境局議案説明資料に基づきまして説明させ

ていただきます。

初めに、1、補正理由ですが、令和元年台風15号などの被災家屋に係る公費解体件数が12月補正時の想定から13件増加したことなどにより追加費用を補正するものです。

2の補正予算額は4,800万円で、財源の内訳は記載のとおりです。

次に、3、事業内容ですが、大きく分けて二つございまして、(1)の災害廃棄物仮置場の設置及び維持管理業務、並びに(2)の災害廃棄物の処理業務となります。それぞれの補正額は記載のとおりです。

次のページをお願いいたします。

4、被災家屋公費解体件数と予算額について、12月補正時と今回の6月補正の数字を表にまとめてございます。

5、今後のスケジュールですが、9月30日までに全ての業務を完了する予定です。

資源循環部の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（亀井琢磨君） はい、経済部長。

○経済部長 経済部、大町と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

失礼して、座って説明させていただきます。

議案第67号のうち所管について御説明いたします。

補正予算書では4ページ、12ページ、23ページ、24ページに記載がございしますが、経済農政局議案説明資料にて説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

事業者向け臨時相談窓口の事業費でございします。

1番、補正理由でございしますが、こちらは先ほど議案第61号の専決処分の際に御説明した相談窓口の延長分ございまして、6月30日までの開設としておりましたが、今後も各種支援制度の新設・改正が見込まれるなど、引き続き事業者へのサポートが必要であるため、臨時相談窓口の開設期間を延長するものでございします。

2番の事業概要でございしますが、延長期間は7月1日から3月31日までを予定しております。受付時間、電話番号、場所などは専決処分の内容と同じで、記載のとおりでございします。

次に3、補正予算額と財源ですが、補正予算額は1,456万円、内訳は、中小企業診断士と社会保険労務士を配置するための費用でございします。財源は全て国費でございします。

次に4、相談内容と件数のところでございしますが、4月20日から6月8日までの相談件数は1,826件あります。内訳は、重複しておるんですけども、持続化給付金や雇用調整助成金など、国の支援メニューについてのお問合せが397件、県のメニューについては134件、市のメニューについてのお問合せは592件などとなっております。

最後に5番、セーフティネットの認定申請件数でございしますが、こちらは4月20日から6月8日までで2,220件の認定を受け付けております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

テナント支援金についてでございします。

まず1番、補正の理由でございしますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法、特措法に基づく緊急事態宣言の解除に伴い、県の緊急事態措置による施設の使用停止の要請が逐次解除となっておりますが、施設の使用停止の協力要請がなされた業種、及び外出の自粛要請等により

影響を受けた飲食店につきましては、従前の経営状況に回復するまでにはまだまだ時間がかかるため、引き続き対象テナントとして支援しようとするものでございます。

続いて2、事業概要ですが、(1)対象テナントは二つあります。アの千葉県から発出された休業協力要請に応じて休業していた中小・小規模の店舗、及びイとして自粛要請により影響を受けている飲食店のうち、本市が定めた感染症対策8か条を遵守し、かつ特措法に基づく千葉県の飲食店に対する協力要請に応じた中小・小規模の店舗が対象となりますテナント支援金と同じでございます。

(2) 番の支援金を受け取る支援対象は、対象テナントの賃借人でございます。

(3) 番、交付金額は、対象テナントの賃料等の3分の2で、1テナント当たり25万円を上限としております。また、対象となる賃料等は、6月中に支払った1か月分の賃料等を対象といたします。

(4) 番の周知方法といたしましては、不動産業などの関係団体を使いまして周知を図ってまいります。

3番の補正予算額と財源は記載のとおりでございます。

4番の申請期間は、6月下旬から8月上旬を予定しております。

最後に、5番のテナント支援協力金のこれまでの対応状況として、これまでの経過をまとめております。

また、次のページには、千葉県の施設の使用停止要請の段階的な解除について記載しております。御参照のほどお願いいたします。

続きまして、11ページをお願いいたします。

理美容店の利用促進についてでございます。

まず1番、補正理由ですが、新型コロナウイルス感染症経済対策の一環として特別定額給付金が支給されることに伴い、市内における生活必需サービスの一つである理美容業の利用促進を行い、消費喚起による地域経済の活性化と市民生活の安定化を目指すものでございます。

2番の事業概要ですが、本事業に参加する市内理美容店、参加店舗は公募いたしますが、において利用促進キャンペーンを実施するとともに、参加店舗に対し、新型コロナウイルス感染防止対策費の支援を行うものでございます。

(1) 番の期間は、7月から10月までの4か月間としておりまして、個別店舗のキャンペーン実施期間は、上記4か月のうち連続する2か月以上を店舗が選択することとしております。

(2) 番の支援内容は、アといたしまして、割引対象の相当額としまして、1店舗当たり上限50万円、1人1回当たり、利用料金の30%相当額、親子利用の場合は50%分を支援するものでございます。

イといたしまして、感染拡大防止対策費としまして、1店舗当たり一律3万円を給付することとし、フェイスシールド、マスク、消毒液等の購入費用に対する支援を行うものでございます。

(3) 番の申請方法は、原則、事業への参加、それから各種支援への申請ともにオンライン申請を考えておりますが、紙ベースでの申請も受付可能としております。

次に、3番、補正予算額の財源、3番の今後のスケジュールについては記載のとおりでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

宿泊施設利用促進についてでございます。

まず1番、補正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症経済対策の一環として特別定額給付金が支給されることに伴い、需要の落ち込んだ市内宿泊事業者を支援するため、新たな宿泊事業の創出を図ろうというものでございます。

続きまして、2番の事業概要ですが、市内宿泊施設が提供する1泊プランまたはディユースプランの利用者の利用料金に対して助成を行うものです。

(1)番の対象施設ですが、下の項目に該当する市内の施設としておりまして、特徴的なのは、イといたしまして、千葉県内の生産者や事業者から提供される食材、食品、サービスを活用した食事などを伴うプランを販売するという、それからウとして、千葉や房総をPRできるプランを提供することとしております。

それから、(2)番、助成額ですが、プラン利用料金のうち1回1人当たり2分の1として、上限1万円まで助成いたします。ただし、1施設当たりの助成額の合計は上限を600万円といたしまして、一つの施設に偏らないようにするため上限を設けております。

次に3番、補正予算額と財源についてですが、記載のとおりでございます。

最後に4番、今後のスケジュールですが、事業の開始時期につきましては、7月からを予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見ながら決定したいと考えております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

ICT活用による中小企業等変革促進でございます。

まず1、補正理由でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止を契機とした企業変革を促すため、電子契約システム等のクラウドサービスや機器導入費用などに対する補助制度を創設し、中小企業等の働き方改革や生産性向上を図ろうとするものでございます。

2番の事業概要ですが、(1)番、補助対象経費は、各種クラウドサービス利用料やIT、IoT導入に係る機器購入費用及び専門家派遣、コンサルティング費用などを考えております。

(2)番、補助率等は、補助率4分の3以内、上限額50万円としております。なお、パソコン等の機器購入費につきましては、補助率を2分の1以内と設定しております。

(3)番、その他といたしまして、本補助事業は千葉市産業振興財団が補助事業として実施することといたしまして、コーディネーターによるハンズオン支援を受けることを補助要件としたいと考えております。

次に、3番の補正予算額と財源、4番、今後のスケジュールについては記載のとおりでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

医療従事者応援キャンペーンでございます。

1番の補正理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の最前線で常にウイルス感染のリスクと背中合わせの状況で治療や感染拡大防止活動に従事し、市民の命を支えている医療・福祉関係者に感謝と敬意を表すため、医療従事者応援キャンペーンとして千葉ポートタワーをライトアップしようとするものです。

2番の事業概要ですが、(1)番、実施期間は7月中旬からといたしまして、ライトアップ

の時間は19時から21時までを予定しております。

(2) 番の実施方法ですが、展望フロアとLEDの照射により青色にライトアップすることを考えております。

3番の補正予算額と財源は記載のとおりでございます。

経済部の説明は以上でございます。

○委員長(亀井琢磨君) はい、農政部長。

○農政部長 農政部の表谷でございます。

失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

議案第67号の一般会計補正予算のうち所管の農業労働力確保緊急支援事業について御説明いたします。

補正予算書では4ページ、12ページ、23ページに記載ございますが、経済農政局議案説明資料により説明をさせていただきたいと思っております。

15ページをお願いいたします。

まず補正理由についてでございますが、今般の新型コロナウイルスにより、本市においても一部、労働力不足の影響が出ているということや、休業要請等により発生することが今後想定される失業者の受皿に農業がなり得るということや、踏まえまして、一つ目として、人手不足力への対応力が高いスマート技術を現場に普及する基盤を整備することとともに、農外の失業者が農業現場が求める技術力を身につけて、安定して農業に定着できるよう研修を行うということを目的とし、農政センターにスマート機器を導入し、研修受講生に有効な活用方法を習得していただく。その上で、将来、再び困難な状況が発生しても、対応可能な人材を育成するための必要な経費を措置するというものになってございます。

続いて、二つ目、事業概要になります。

まず一つ目ですけれども、直進アシストトラクタの導入ということで611万2,000円計上しております。こちらは、直進アシスト機能により、熟練した技術がなくても精度の高い操作が可能であり、省力化、軽量化を実現できる研修用トラクタを購入するというものになってございます。

二つ目とし、IoT栽培ナビゲーションシステムの導入、こちらが685万3,000円を計上させていただきます。

こちらは、農政センターや先進農業者のイチゴ及びトマト等の施設栽培に関する気温、湿度、日射量、もしくは二酸化炭素の濃度等、様々な環境データを収集いたしまして、農作物の栽培管理に係る情報を見える化することで栽培技術の伝承ですとか、あと習得に係る期間の短縮化、また栽培技術の向上及び効率化を図ることができるというようなシステムを購入するというものになってございます。

これに付随しまして、三つ目ですけれども、IoT栽培ナビゲーションシステムの使用料、こちらが40万9,000円ということになっておりますが、こちらは、当該システムを使用するためのウェブアプリケーション利用料等の年間使用料が含まれております。

次に、補正予算額と財源になりますけれども、補正予算額は1,337万4,000円、うち財源が、国費で689万2,000円、県費が648万2,000円というふうになってございます。

最後に、今後のスケジュールということになりますけれども、本年9月に直進アシストトラ

クタ及びI o T栽培ナビゲーションシステムを導入いたしまして、9月以降にナビゲーションシステムの運用開始いたしまして、農政センター、研修指導農業者、研修生のイチゴ、トマト等の栽培に活用したいと考えております。

直進アシストトラクタにつきましては、本年10月以降に実施いたします雇用就農希望者向けの研修ですとか新規就農希望者向けの研修において操作実習を行うということを予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（亀井琢磨君） はい、ありがとうございました。

それでは、御質疑等がありましたらお願ひいたします。村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） すみません、一問一答でお願ひいたします。

まず、区役所等窓口混雑状況配信システムについてですが、こういったものは非常にいいシステムだと思いますけれども、そもそもそう混雑してなければこういうシステムを導入する必要はないわけなので、今現在、本市における窓口混雑の状況について、どういう状況にあるのかを最初に確認したいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

現在、混雑状況の配信につきまして、ユーチューブで市民総合窓口課の混雑状況について配信しておるところでございますけれども、やはりどうしても、3月、4月の転入・転出の多い時期につきましては、非常に多くの市民の方がいらっしゃいまして混雑いたしますし、最近ですと、特別定額給付金の関係もございまして、マイナンバーカードに関するお問合せなどで5月、ゴールデンウィーク頃に大変混雑したという状況でございます。また、保険年金の窓口ですと、国保の保険料が決定通知を出した頃には一時的に混雑するなどもございますので、やはりどうしても、必ず混雑しないような形というのは取りたいんですけれども、一定程度、たくさんの方がいらっしゃって混雑する時期はあるのかなというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 年間通してそういった時期があつて、こういったシステムがあれば、お互いにいいだろうということだと思います。

5月末まで行われたユーチューブの配信の中身と、今回導入しようとしているシステムの違いというのは何かあるのでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

今回、ユーチューブの配信につきましては、3月31日に中央区役所を皮切りに、4月の上旬頃にかけて6区に順次整備をいたしまして、5月31日までの約2か月間でおおよそ2万件の視聴の結果がございました。

今回、ユーチューブの動画配信を選択した経緯でございますけれども、現在の発券機システムが機能拡張するような仕様になってございませぬことから、今回の新型コロナウイルスの感染拡大状況に早急に混雑緩和のために対応するために、ユーチューブという選択を取ったもの

でございます。

今現在使っているユーチューブの動画の配信と新しく導入しようとしている配信の違いですけども、まず、ユーチューブの場合、動画の配信になりますので、非常にデータ容量が多いため、実際視聴するにはデータの使用料が多いということ、それから、スマートフォン以外の携帯電話、PHS等では、動画を視聴できる環境にないと利用できないこと、そういった違いがございます。今回のシステムについては、そういった方にもサービスが利用できるような形が取れると考えております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） はい、理解をいたしました。

新システムにつきましては、主な機能として、待ち時間や呼出し状況をリアルタイムでインターネット配信ということなので、例えば、今から役所行こうと思うんだけど、どのぐらい混んでいるんじゃないかとか、あるいは窓口行って、結構並んでいるなど、どのぐらい待たされるのかなというそういった混み具合等がリアルタイムで分かるということだと思っておりますが、この待ち時間や呼出し状況ってちょっと意味が分からないんですけども、待ち時間は大体意味が分かります。何分ぐらい待つんですよとか。この正確性というのはどのように担保されるのでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

現在のユーチューブですと、動画ですので、リアルタイムで情報が配信されないという場合もあるといった課題があるのに対しまして、現在、他市でも先進的にもうこういったシステム導入している自治体ございますけれども、今現在での待ち時間ですとか、例えば今回の場合、区役所窓口において自分の番号を取った方が、今何番が呼ばれていて、あと何番かという、そういったものも分かるようになっておりますので、呼出し状況というのはそういう意味でございます。

○委員長（亀井琢磨君） 市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 追加になりますけれども、待ち時間の目安というのは、審査する書類によってちょっと時間はまちまちになりますけれども、平均した時間を表示したいと考えております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） こういった待ち時間とか呼出し時間が出されて、あ、何分ぐらい待つのかなと。それよりも早くなれば、それにこしたことはないんですけども、待ち時間よりも遅くなってしまうと、市民のほうの気持ちもいらいらしてくる場合も可能性がありますので、まず、こういったシステムを導入するに当たっては、正確性であるとか、そういったことがないように、しっかりと間違いのないようお願いしたいと思います。

続いては、資源循環部の災害廃棄物運搬処理についてでございますけれども、去年の台風を受けて、災害廃棄物が発生してしまったと。12月補正でやったものの、その想定が正確でなかったのかよく分かりませんが、13件増加したということなので、12月補正の想定が甘かったのかどうだったのか、ちょっとその辺の背景について確認したいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、資源循環部長。

○資源循環部長 災害廃棄物の処理方法につきましては、大きく二つございまして、公費で解体するのか、それとも市民の方が自費で解体して、それを後で市のほうで補償するのかと、この二つのやり方があるわけなんですけれども、当初、自費解体の予定だった市民の方が公費解体のほうに、その選択は市民の方のほうにあるわけなんですけれども、公費を希望される方が12月の時点より多くなったというのが大きな理由でございます。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） そういった理由があったと。

ということは、こういった災害廃棄物を処理するに当たっては、災害廃棄物の受入れ期間であるとか、あるいはこういったものを対象として受け入れるのか、あるいは分別先にするのかしないのかとか、そういったいわゆる計画性を持ってやるのが大事だということで、2018年の3定でうちの同僚議員がこういった問題を取り上げて質問させていただいているんですけれども、今現在、こういった事業につきましては、災害廃棄物処理業務実施マニュアルに基づいてやっているのではないかなと思うんですけれども、その辺の動きについてはどうなんでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、資源循環部長。

○資源循環部長 災害廃棄物につきましては、平成30年度に基本計画づくりまして、現在、昨年取組も踏まえまして、その業務マニュアルについて取組を、去年の反省も踏まえまして、マニュアルの整備を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） しっかり中身を精査しながら、正確なマニュアルを作成していただきたいと思います。

今、梅雨入りと同時に、台風シーズンをこれから迎えると。昨年のような台風が来ては困るわけなんですけれども、災害はいつ起こるか分からない。地震の発生も非常に高い確率にあるということで、いつこういった災害廃棄物が発生するか分からない状況にある中で、そういったものに十分備えていただくということが大変大事だと思いますので、早急の対応をお願いしたいと思います。

続いて、経済部です。農政部に続いてお願いしたいと思います。

議案第61号とダブらないところで伺いたいと思うんですけれども、テナント支援金についての理解の仕方ですけれども、議案第61号でテナント支援協力金というのがありました。時間的なところを見ると、テナント支援協力金は、4月7日から5月6日までの1か月分の賃料等を限度とする中で、2か月分に拡充したと。緊急事態宣言の延長に伴ってということで。今回の9ページのテナント支援金については、賃料等は6月1日から6月30日までの支払った1か月分の賃料等を限度とする中で、これもまた2か月分に拡充したと。ということは、時間的なものを追っかけていけば、支援の在り方は違っていても、テナントに対する支援が連続して行われているという捉え方でまずよろしいのか。考え方について、いかがでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、企業立地課長。

○企業立地課長 企業立地課でございます。

そのとおりでございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） そうした中、この6月1日からはテナント支援金に替わったということは、その前にやっていたテナント支援協力金に何かそごみみたいなものがあってということではないと思うんですけども、先ほどの質問の中で、テナント支援協力金の予算補正額が15億円に対して、実績がそんなにはなかったような感じがあって、使い勝手がどうなのかなというそういったところからテナント支援金に移行したという捉え方は致し方ないのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、企業立地課長。

○企業立地課長 今回、テナント支援協力金からテナント支援金に替えた理由としましては、県からの休業要請や酒類の提供の自粛要請の影響によって、すぐに経済状況が改善することがないということで、今回、テナント支援金を創設したということになります。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） 経済部長。

○経済部長 追加ですけれども、支援対象をテナントに変更した理由と同じだと思いますが、テナント支援協力金はオーナーの協力が必要で、減免額2割を負担していただいておりますので、こちらのほうを1か月、2か月と延ばしてきて、その辺も経営的に厳しくなっている点と、それからオーナーとの合意がなければテナントを救えないという課題も見えてきましたので、今回からテナントのほうを支援する方法に替えたいと考えました。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 背景、理解をしております。

補正予算額が15億円の支援協力金に対してテナント支援金が4億4,300万円ということで大分、その事業規模としたら下がっているんですけども、その点の使い勝手がいいような形でテナント支援金に移行したものの、額としたらどうなんでしょうか。協力金と比較して。

○委員長（亀井琢磨君） はい、企業立地課長。

○企業立地課長 テナント支援協力金のほうでは、賃料の単価を48万円と見てましたけれども、テナント支援協力金の実績を見ますと、大体22万円程度が市内のテナントの賃料となっておりますので、そこを見直して見積もっております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） はい、理解をいたしました。しっかりテナント支援、賃借人に対する支援につながるように周知、啓発も含めて対応を。今通じているわけですから、お願いしたいと思います。

それから、理美容店利用促進については、議案研究、質疑等で聞いておまして、具体的にこういう理美容店であるとか宿泊施設を選択した背景には、答弁の中で、国が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスとして位置づけている生活必需サービスという中から選んだということで、その点は理解するんですけども、検討段階における生活必需サービスの業種・業態の中では、理美容あるいは宿泊以外にどのようなものがあって、検討した結果、その経緯についてこのようになったということを改めて確認させていただければと思います。

○委員長（亀井琢磨君） 経済企画課施策推進担当課長。

○経済企画課差策推進担当課長 経済企画課担当課長の高瀬でございます。

検討過程についてでございますが、生活必需サービスの中には、そのほか銭湯であるとか、はり・きゅう・マッサージ等の業がございました。その中で、感染拡大防止及び経済の再生を両立させる局面の中で、特別定額給付金の給付時期に合わせる形で消費の喚起をしたいという考えの中で、できるだけ多くの方に使っていただき、またこれまでの公的な支援が行き届いていない業種から選んだところ、最もふさわしいものの一つとして理美容店、理美容サービスを選択したというところでございます。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） その背景は理解いたしますが、特に理美容店の補正予算額の財源内訳を見ますと、事業運営費が3,600億円、総事業費が1億9,500万円ですから、割合が18%ぐらいになるわけです。補正予算額総額に対する事業運営費の割合18%はちょっと高いのではないかと思うし、このキャンペーンの中身を見ますと、そんな複雑なものではないかなと思うんですけれども、この事業運営費の内訳、なぜこのぐらいかかるのかというのを理解させていただきたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、経済企画課担当課長。

○経済企画課差策推進担当課長 はい、経済企画課でございます。

こちらの3,600万円につきましては、主に予約システムの事業者からの参考見積りでございますが、大きく内容が3点でございます。

1点目が、予約システム及び店舗管理システムのシステム運用費として1,000万円程度。二つ目としまして、多くの利用者が見込まれることから、コールセンター機能、問合せ機能を設ける必要がございます。そちらの person 費、及び3点目としましてプロモーション費ということになります。店舗及び市民の皆様に対する周知ということになりまして、プロモーション、それからコールセンター等の person 費に関しましては、仕分をすることはなかなか困難ではございますが、大きくは person 費に集約されるのかなと考えております。そしてそのシステムの構築費ということで金額を算出しております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 内訳は理解いたすものの、昨日の質疑の中で、市内の理美容店が約2,000ちょっとあると。じゃ、目標店舗どのくらいという質問に対して、300店舗ぐらいということでしたしか答弁があったと思うんですけれども、そういった300店舗に対する事業の中で事業運営費が3,600万円かかるというのはちょっとどうなのかなという、そんな疑問が残ったところです。

続いて、ICT活用における中小企業等変革促進についてですけれども、この中で、事業概要の3のその他、千葉市産業振興財団による補助事業として、コーディネーターによるハンズオン支援を受けることを補助要件とすると。このハンズオン支援というのはあまりよく分からなかったのでもっと見てきたら、中小機構のホームページでは、専門家継続派遣事業であるとか戦略的CIO育成支援事業とか四つの事業がありますと。いわゆる千葉市型ハンズオン支

援というのが今回の示されたメニューだと思うんですけども、中小機構に載っているようなハンズオン支援に対して、千葉市型のハンズオン支援というのはどのようなものなのか、具体的にお示しをいただければと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、産業支援課長。

○産業支援課長 産業支援課でございます。

ハンズオン支援について御説明させていただきます。

これは、日本語で端的に言いますと伴走型支援と呼ぶものでございまして、中小企業等の支援ニーズに対して、企業に寄り添いながら経営支援をしていくというものでございます。千葉市型という部分については確立しているわけではございませんけれども、できるだけきめ細かな支援をしていこうというものでございまして、本事業の関係で言いますと、申請書を作るところから入り込みまして、将来的な目標の設定とかそういった課題の整理から入りまして、実際の導入、その後、導入後の効果がどこまでできたか、そういった効果検証まで財団のコーディネーターが支援をしていくことを想定しております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） その伴走型ハンズオン支援については、中小機構の資料によりますと、それぞれの支援が数か月から10か月ぐらい伴走してという形なんですけれども、今回、千葉市型ハンズオン支援の期間といいますか、何か月って決めるわけではないと思うんですけども、受ける側が自立できるところまでいくのであればそこで終わりなのかなといった考え方があると思うんですけども、確認できればと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、産業支援課長。

○産業支援課長 産業支援課でございます。

おっしゃるとおり、企業によってそれぞれ支援期間というのが異なるんですけども、いわゆる定期訪問という形でコーディネーターが企業を支援しながら、企業の状況に応じて支援をしていくという形になります。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） 村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） しっかり支援につながって、結果を出せるような支援でなければ意味がないと思いますので、その点对応をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、農業労働力確保緊急支援事業についてですけれども、事業概要の説明がありまして、この中で直進アシストトラクタ1台。GPS機能がついていてということで約600万円ぐらいするわけですが、ちょっと私も分からないので、このトラクタそのものの平均的な価格が幾らぐらいで、今回導入する直進アシストトラクタというのは先進的なトラクタなのか、いや、平均的なものなのか、その辺ちょっとお示しをいただきたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、農政センター所長。

○農政センター所長 はい、農政センターです。

平均的なトラクタの価格は500万円程度になります。こちらの機能につきましては、GPSを搭載することによってプラス100万円程度でして、こちらの価格は平均的なものとなっております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 飛び抜けて特別高いものじゃないと。ちょっと新しい機能がついていの中で600万円以上するんだということで、こうしたものを使って労働力を確保していただいて、それが就農につながり、こういったトラクタなんかを活用していくところに就業が継続できる意味もあるのかなと思いますけれども、決して安いものでもなくて、いろいろな支援メニューがあるのかなと思いますけれども、せっかくこういうものを購入するわけですから、その後、実際に農業につながるような支援も含めて、さらなる検討をお願いしたいと思います。

関連して、コロナ禍におけるいわゆる農業者の支援の在り方も質問させていただきました。答弁の中では、収入が減少している農業者に対しては、国の持続化給付金の活用を進めていると。あわせて、国の対応として、国の2次補正予算における高収益作物次期作支援交付金とか経営継続補助金などといったものが予定されているので、周知を図ってまいりますという答弁をいただきました。ちょっと自治体のホームページを調べさせていただきますと、例えば今治市のホームページには、今申し上げた高収益作物次期作支援交付金というものが掲載されていて、申請受付期間が令和2年6月5日金曜日までというこういったメニューも自治体によっては示されているんですけれども、答弁では、2次補正における云々でこれからやりますということなんですけれども、この辺、時間差があるような気がしないでもないんですけれども、その点は。農業支援の在り方について、ちょっと確認をできればと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、農政部長。

○農政部長 はい、農政部長でございます。

千葉市のホームページ上にも一応、農林水産省のホームページのリンクという形で掲載させていただいているんですけれども、例えば次期作支援交付金であれば、公募を1次補正の段階で一度やっておるんですけれども、事務局を決めるという段階の公募になっておりまして、県のほうと連絡を取りつつ、この調整もしているところでございます。その辺の確定ができるようになりましたら、千葉市のホームページにも掲載させていただいて、周知をしっかりと図っていきたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 千葉県のをちょっと見ますと、千葉県農業者総合支援センターのほうにいわゆるリンクを貼付けされておりました、そこから入っていけば見ることができるということになっているんですけれども、せっかくこういうメニューが示されていて、受付が始まっているのであるならば、本市としても、そういった農業支援に対するきめ細かい対応をぜひ展開していただくように求めまして、質問を終わります。

○委員長（亀井琢磨君） はい。ほかにございますか。はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いいたします。

まず初めに、補正予算の災害廃棄物の運搬処理なんですけれども、これはもともと、先ほどの御説明ですと、公費でやるのか、あるいは私費でやるのかというようなことがありましたけれども、その時点で自費でやる方の把握というのはできていたんでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、建築指導課長。

○建築指導課長 建築指導課でございます。

相談等を電話なり窓口なりで受け付けてらっしゃる数はつかめたんですが、そのほかまだ、

例えば半壊で改修するのか解体するのか決まらない方等々がいらして、その数は確実にちよつとつかめていなかったという状況はございます。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。そのとき確認されていたのに、このような議案が出てきたのかなと思ったんですけども、今の答弁で確認できましたので、これはこれでまた取組をしていただければというふうに思います。

それと、その相談があったとき、改修費が安いのか、あるいは壊しちゃったほうが後々安いのかという、それは市の職員の皆さんで。そこは何ともはや言いがたいところもあると思うんですけども、親切丁寧に相談に乗っていただけられるようにしていただいて、結構長引いたりします。昨年からもう半年以上たっているというようなこともございますので、その間お金がなくてということもあったでしょうけれども、どちらがどうですよみたいな、そういった何かお示しができるようなものも準備しておいていただければ、判断するほうもしやすいのかなと思いますので。何かあれば。

○委員長（亀井琢磨君） 建築指導課長。

○建築指導課長 相談を受ければ、業者等の見積り等も取ってくださいみたいなこちらからのアシストも考えておりますので。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） なかなか市民の皆さんから、自らどうしようかというのはなかなか考えが及ばないと思いますので、その辺、いろいろな事例をお示ししながら、判断がしやすいように。速やかにできるような取組をアシストしていただければというふうに考えました。ありがとうございます。

もう一つは、区役所の窓口の混雑状況の配信システムの件なんですけれども、他市でも、今回のコロナの感染以外から取り組んでいるところが結構あって、ネットで見ますと、かなりな自治体でやってらっしゃるということが分かりました。それはそれで期待できる場所もあるんだろうと思うんですが、一つは、混雑時の来庁を避けることができるというふうにお書きいただいているんですけども、実際に我が会派の中でも話が出てましたけれども、その辺うろすうろすうろするというのも、なかなか行くところがない。大体、市役所に用があるというのは、それだけ済ましちゃってから別のところに行こうとか、ある意味、そんなふう考えてたりします。

そこで、混雑を避けるということも必要なんですけれども、アナログですけども、できたら3密を避けるために、スーパーとかその他買物をするところでは、立ち位置が書いてあるんですよ。立ち位置が印ついているんです。だから、そこに立ち位置って、立っててくださいというわけにもいきませんから、ちゃんとその位置に椅子などを用意して。そこで待っていたいという人もいると思うんです。ですからそういったことも、アナログですけども、大体区役所とか保健福祉センターになろうかと思えますけれども、3密を避けて座ってもいられるという状況づくりだけはひとつお願いしたいと思います。

それともう一つは、システム改修なんですけれども、今までと比べて、この予算の在り方というのはどういうふうにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

現在の発券機システムにつきましては、平成29年1月に市民総合窓口を設置したときから使っておりますが、平成29年1月から5年間、機器のリースなどは5年間の分割するような形で予算化して、賃借料という形で払っていたんですけども、今回、地方創生臨時交付金をより活用するために、システム構築や機器の調達費用をできる限り今年度で執行するような形にして、それに対して臨時交付金を充てるような措置を取っております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） 市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 4月等に市民総合窓口課等で混雑している状況ではありましたが、3密を避けるために椅子のほうを多めに用意しまして、間隔を空けてお待ちいただけるようには配慮しておりました。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 配慮ありがとうございます。

それともう一つは、せっかく国費も来るわけなので、ほかの市がやっている以上のことをやってもいいのかなというふうに思うんです。ほかの市がほとんどこういうのをもう前々から導入していて、それと同じようにするというのはどうなのかなと思ひまして、我が会派の中でも、家において、予約システムがあってもいいんじゃないかと。

実は、県と市が一体となって各市が分担金を払って、そして県が機材というかシステムを改修すると。ほかの市は分担金を払うというようなこともあるようなんです。ですから今後は、市だけで私が今申し上げたようなことを導入すると、相当なお金もかかるのかなというふうに思いますけれども、今後は県とのタイアップです。また契約すると、5年間はこれでいくというようなこともあるんでしょうか。そうすると、その後を視野に入れて、全県の市町村と、それから県との協議、話し合い、そういったものは市民のサービス向上に向けてやってもいいんじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方はどうなのか、お伺いいたします。

○委員長（亀井琢磨君） はい、区政推進課長。

○区政推進課長 区政推進課でございます。

今現在、市民総合窓口ですと、転入・転出の手続などにおきまして、県内の市町村が参加している電子申請システムで事前に申請ができるような手続を取っております。こちらのほうが、令和3年度からマイナンバーカードを使った、いわゆる公的個人認証を使った事前申請のシステムに構築するというふうに伺っておりますので、それに併せまして、そういった事前申請の言わばメニューを増やすといったことも今現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。せっかくこういうチャンスですので、国費を使って、また2次補正なども投入していけば、相当、千葉市にとっても利便性が高くて、民間で当たり前に行っていることが市役所でちょっとどうなんだろう。他市と同じような。他市はもう数年前から導入していることでございますので、新たな取組にも向けてぜひ進めていただい

ればと、そんなふうに感じます。ありがとうございました。

次は理美容の関係なんですけれども、こちらのほうは3,000円以上ということになっていますが、もう3,000円切っている、100円切っている、200円切っているというお店もございませう。そういった場合の対応というのはどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、経済企画課施策推進担当課長。

○経済企画課差策推進担当課長 経済企画課担当課長でございます。

3,000円未満の店についてはどうなるのかということについてですが、まず参加につきましては、市内で適法に営業している全ての理美容店が対象となります。

そのような中、私どもとしましては、特別定額給付金の給付がなされるということも鑑みまして、できるだけ多くの消費を喚起していきたいと考えております。また、国の調査結果から、消費の動向が非常に落ちておりまして、今年4月におきましての国の家計調査報告におきまして実質11.1%減、事理美容業におきましては41.9%減という中から、我々として、国の調査における平均の価格以上での消費をぜひ促していきたいと考えておりまして、このような価格設定をしたところでございます。

したがって、単価の低いメニューを出している店舗におかれましては、様々な付随サービス等をこれを機に御検討いただきまして、ぜひ消費の喚起及び客単価の上昇による経営の安定化を目指していただければと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。

私が伺ったのは、もう本当に100円安いとかその程度で、この間から1,000円でやっている理髪店です。そういったところのあまりにも安いところはちょっとどうなのかなと思いますけれども、少しの金額の場合、これに参入できないとなると、またその辺で不具合が生じるのかということと、あともともと3,000円以上、先ほどの千葉市内にある理美容店、ほとんどが3,000円以上で設定されているのかどうか、その辺はどうか、お伺いいたします。何店舗中何店か。

○委員長（亀井琢磨君） はい、施策推進担当課長。

○経済企画課差策推進担当課長 経済企画課でございます。

金額の設定につきましては、市内約2,140店舗ございませうが、全ての価格を把握しているところに関しましては困難でございますが、いわゆる1,000円カットのチェーン店につきましては、おおむね21店舗程度ということで把握しておりまして、平均価格につきましても、理容店につきましてはおおむね3,500円程度、これはシェービング含めてというあくまで平均というところでございませう。また美容につきましても約3,000円程度というところがございませうので、繰り返しにはなりますが、ぜひこれを機に、カットだけではなくシェービングであるとか、様々なサービスを御利用いただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。御説明いただいた内容は理解するんですが、ちょっとなかなか、100円程度の安いところは、逆にそれでお客さんに来てもらうということもありますでしょうし、私なんかも2か月、本当行かなかったんですけども、要請になつち

やう、これは困っちゃうということで行けなかったんですけども、やっぱり私が行っているのも100円ぐらいの安いところがあるということなので、それはそれでまた御検討いただければと。御検討の中に入れていただけると助かります。

それともう一つは、次に宿泊施設の利用促進なんですけれども、こちらのほうは1施設当たり600万円ということで、これは千葉市内で、金額も出ているので割り算すればいいんですけども、何宿泊施設が対象になるのか伺います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、観光MICE企画課長。

○観光MICE企画課長 はい、観光MICE企画課です。

対象となる旅館、ホテルは、市内に約160ございます。1施設当たり600万円としましたのは、この上限額があまりにも少ないと、新しく千葉ですとか房総をPRできるようなプランをわざわざつくるコストを回収できないというところがありましたので、そういったところもヒアリングした結果、600万円という設定をしたんですけれども、この上限まで全ての施設がいくとも考えにくいので、できる限り、160対象があるところを多く参加していただく努力をして、なるべく多くのホテルに利用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。ぜひ取組をしていただければと思います。ありがとうございます。

それと、次はICTの活用なんですけれども、補助率が4分の3、そしてパソコン等の機器購入費が2分の1以内というふうに書いてあって、50万円ですね。これによってほぼ、どこで買ってもこの金額内で購入できるというふうに考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、産業支援課長。

○産業支援課長 産業支援課でございます。

正直申し上げまして、例えば端末を何台入れるか、どういうソフトを入れるかによって金額はばらばらだと思っております。こちらを50万円と設定させていただいた理由ですけれども、比較的まだまだアナログで業務をやっているような中小企業がデジタルに切り替えていただくきっかけづくりということで、少額の設定でできるだけ多くの企業様に御利用いただければという思いで設定した金額でございます。そのため、補助率についても4分の3。ただし、ハードウェアとかにつきましては2分の1とさせていただいておりますが、そういう高めの設定をしております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。せっかくですから、これ以内でできるんだろうなということで私も思っているんですけども、ぜひ。今の御説明でアナログ、まあ私もアナログなんですけれども、こういう機器を導入して、パソコン等を導入して、皆さんが利便性を高める、スピードアップの仕事が図れるというようなことにフォローアップをしていただければと思います。ありがとうございます。

次に農業関係なんですけれども、農政センターにトラクタ、GPSつき、それからもう一つ

はナビゲーションシステムということで導入されて、これだけの導入によって生産性について、1農家の方々もこういうのを見習ってといいたいでしょうか、1農家というよりも、またいろいろな方と協力し合って1台を使い回しするというようなことがあるのかもしれませんが、トラクタの場合、それによって、技術がなくても精度の高い操作ができてというふうに書いてございます。そもそもこういうふうにお示しいただくということは、千葉市内の農家の方々にもこういったものをお使いいただけたらいいなというふうな思いがあるんでしょうか。ちょっとその辺がよく分からないんですけれども。

○委員長（亀井琢磨君） はい、農政部長。

○農政部長 はい、農政部長でございます。

今、千葉市内の農業者も、全体的に高齢化とか小規模でありますし、技術を入れていかないと、今後、生産性とか効率性が上がっていかないという部分でございますので、こういった事業を踏まえまして、実際、農業者の皆さんにこういった技術を使うともっと効率的に、あと省力化もしつつ生産性も上げられるということを知っていただくという側面も今回改めてこういった事業をしたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。

そうすると、農家の方々にもこういうのをお勧めいただくための一つのパフォーマンスといえますか、導入していただくための一つのきっかけづくりというふうに考えてもよろしいんでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、農政部長。

○農政部長 はい、農政部長でございます。

パフォーマンスというよりは、こういった技術って実際使ってみたりとか、実際目の当たりにして、どういうふうに使えるのかということを見てみると、なかなか高額のものでございますから、そういったコストもかかるものでございますので、やみくもに入れていくというと、余計に経営的なコストが上がってしまいますから、そういった中で実際この技術が使えれば、それに見合ったコストがあるかということを見てもらうという意味も今回の事業には込めてございますので。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。一つは、効率化によって、高齢者の農家の方々が農業を続けられるようなそういったものにもつながるのかなと思いますけれども、今おっしゃっていただいたように、今までよりは、さっきの御答弁で比べると、若干高くなってくるわけで、それに見合った収入が見込めるのであれば、それはそれでいいと思うんですが、その辺の考え方というのも農家の方にお示しいただけるんですか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、農政部長。

○農政部長 はい、農政部長です。

そうですね。実際、その技術を使った結果としてどういうふうな経営結果が出るかとか、そういうものもしっかりお示しできるように推進していきたいと思っております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。そうしますと、千葉市内でイチゴとかトマトを栽培し

ていらっしゃる方々も同様に、こうした温度管理等々、システムを導入することによってより品質の高い、そして出荷日、そういったものも分かってくるというようなことがあれば、より高品質なものが市中に出回ったり、農家の方も大変収入増につながると思いますので、そういった意味でイチゴとトマト、千葉市内でどの程度の農家の方がお作りいただいている、1農家当たり170万円ぐらいになっちゃうと思うんですけども、今、イチゴとかトマト作っている方々のところでこれが導入されることによって、収入アップにつながるかどうかというのも先ほどと同じようなことなんでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、農政部長。

○農政部長 具体的な数字というわけではないですよ。導入するかどうかというのは、経営判断もありますし。でもおっしゃるとおり、その技術を実際入れていただいて、使っていただいた上で生産性、効率性上げていく中で、おっしゃったような市中に出回るとか、あと県内、県外にも千葉市のほうからそういったもの出していけるという環境は整ってくるとは思っておりますけれども。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 何回か御説明もいただいたので、その辺は理解しました。

あとは、農家の方々が実際になるほどと思っただけのような御説明等々、あとは体験なんかもしていただいて、スムーズにこれが生かされるように。そんな安いものじゃないので、きちんと生かされるようにやっていただければと思います。ありがとうございました。

○委員長（亀井琢磨君） はい。ほかにございますか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

最初に理美容店の利用促進について伺いたいと思います。

特別定額給付金を使って理美容業の利用促進というふうなことで、先ほど対象店舗2,140件と。参加の見込みが、前300店舗ほどというふうに聞いたんですが、組合関係なく、全ての店舗対象というふうにしていながら、なぜ300店というふうなことなのか、伺います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、経済企画課施策推進担当課長。

○経済企画課差策推進担当課長 はい、経済企画課担当課長でございます。

300店舗とした理由でございますが、特別定額給付金に合わせたキャンペーンということで、時機を失することなく、スピーディーに実施する必要があるということ。また、そのために、原則オンライン予約であって、3,000円以上のメニューを設けていただくことというようなところもございまして、まずは300店舗という形で、できるだけ早い形でスタートさせていきたいということで300店舗の目標を立て、その形で募集していきたいと考えておりますが、より多くの募集店舗、希望する店舗がございましたら、予算の執行状況であるとか、店舗、それから利用者のニーズ等に応じまして、そこの追加募集につきましても弾力的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） キャンペーンですので、スピーディーにというふうなことで、まずはというふうなお話ありました。2,140件全て、やっぱり大変だと思うんです。オンラインであるということ、それから3,000円以上ということになると、私なんかが行っているところの美

容院などはそこまでにならない。お一人で高齢の女性の方が経営されていて、オンラインも不得意だと。それから、3,000円以上というふうに言っても、なかなかそこまでいかないということもあるので、まずそこで、ああ、駄目かしらというふうに思ってしまうのはちょっと残念だなということを思います。

オンラインだけでなく紙ベースでも申請というふうなことをしているということなので、実はこれ、期間が4か月というふうに短いので、手立てが取れないうちに、うちには何も恩恵がなかったわと思われるような方が残らないように、店舗へのきめ細かな支援だとか積極的な周知だとか必要だというふうに思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、経済企画課担当課長。

○経済企画課差策推進担当課長 はい、経済企画課でございます。

おっしゃるとおり、店舗に対する周知、PRは非常に重要なことであると考えておきまして、当然のことながら、インターネットであるとか市政だより等々によるありとあらゆる手段をもってPRしていきたいと考えております。また、理美容組合等に対する通知であるとか、場合によっては事務を委託する予定である事業者と密接に連携しまして、電話であるとか訪問による勧誘、案内等も入れながら、限られた時間ではありますが、でき得限りの周知、案内をしていき、店舗数を多くすることは、市民の皆様が特別定額給付金を使いやすい環境を整えるということにもつながりますので、そちらに関しましては力を入れていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありとあらゆる手段で周知して、連携して、電話でも訪問でもということなので、この2,140店舗でなるべくたくさんの多くの方に使っていただくということが基本だというふうに思います。

一たん、お客さんに来てもらったときに、お客さんを割引して、店舗はその分立替えをするという時期があるのかというふうに思うんですが、その対応はどうされるのか伺います。

○委員長（亀井琢磨君） 経済企画課担当課長。

○経済企画課差策推進担当課長 はい、経済企画課でございます。

おっしゃるとおり、一度、割引分につきましては、店舗のほうで立て替えていただきまして、後ほど、私どものほうに割引分を換金する、請求するという形になります。そのスパンにつきましては、事業者の皆様のお金の繰り等もございますので、できるだけ短い形で考えておりますが、現在、委託等のプロポーザルを検討している中では、原則2週間に1回。紙ベースの場合は、なかなか2週間に1回を全てというところは難しいんですが、極力短い形の立替えて換金ができるように事務フローを検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 特別定額給付金が入るので、いつもよりもバージョンアップしてというふうに考える方もいれば、いえいえ、いつもどおりでという方もいらっしゃるの難しいところだと思いますが、ずっと理美容店についての支援ってなかったものですので、せっかくできた制度がきちっと利用されるように、ぜひ工夫も重ねていただきたいというふうに思います。

宿泊施設の利用促進についてですが、今、市内の宿泊施設のホテルなど、利用の状況など、

どのぐらい落ち込みがあるのか、伺いたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、観光MICE企画課長。

○観光MICE企画課長 はい、観光MICE企画課です。

これはホテルのほうにヒアリングを行ったんですけれども、市内のホテルのこれまでの主なお客様といいますと、やはり幕張メッセに来られる方ですとか、あとディズニーランド、それから東京方面を目的としたインバウンドの方が主だったんですけれども、こういった皆様が残念ながら今、もう需要が失われているという状況で、ひどいところだと稼働率が10%台まで落ち込んでいるというところは聞いております。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） インバウンド、東京方面、ディズニーランド、幕張メッセ、やっぱりそちらのほうの主で、これは世界的なコロナの終息がないとなかなか見込めない。オリンピック・パラリンピック自体も規模を縮小して実施とかという方向で話されていて、非常に心配ですけれども、外国からのお客さん、今後しばらく厳しいだろうなという中で、市内の宿泊施設、今回いろいろ利用促進ということでやっていただけてますが、今後、結構長い間、市内のホテルに対する支援って必要になってくるんじゃないかというふうに思いますが、そちらのほうはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、観光MICE企画課長。

○観光MICE企画課長 はい、観光MICE企画課です。

今御指摘いただいたことがまさに課題として捉えておまして、これもホテルのほうのヒアリングの結果ですけれども、新しい需要をつくっていかねばいけないということがありまして、今回、宿泊利用促進ということで、まずホテルへの滞在そのものを目的にした宿泊者を増やしていくところに可能性があるのではないかということ。それから、議案第61号のほうでも挙げましたテレワーク推進というところも、テレワークする場所としてホテルが快適な場所なのではないかということ、それも後押ししていこうということで、これまでになかった新しい需要を生み出していく、それをホテルの皆さんと一緒に我々も考えて後押ししていくような制度をこれからも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） なかなか厳しいところですが、新しい企画などでぜひホテルの活用というか、利用促進が進めばというふうに思います。

あと一言というか。医療従事者の応援キャンペーンで150万円というふうな予算が組まれておりますけれども、これが何に使われるのか、内訳について伺いたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、観光MICE企画課長。

○観光MICE企画課長 はい、観光MICE企画課です。

これは、形としましては、ポートタワーの外からポートタワーの外壁に向けてライトを照射するという形を考えておまして、それに必要な機器もしくは配線、それから電気代、そういうことでこの150万円というものを算定しております。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） これは実施期間が令和2年7月中旬からということで、夜間に限ってですけども、いつまでというふうなことがないんですが、時期はどうでしょう。

○委員長（亀井琢磨君） はい、観光MICE企画課長。

○観光MICE企画課長 はい、観光MICE企画課です。

今のところ、具体的に何月何日までというところまで決めてはいないんですけども、今後の感染拡大の状況ですとか、そういったところを様々考慮いたしまして決めていきたいと思っております。おおむね3か月程度というところを一つの目安にはしたいかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 医療機関の皆さん、従事されている方は本当に御苦労されているので、それをねぎらうというふうなことは別に否定はしないんですけども、ポートタワーをライトアップでブルーに照らすということがどれだけ医療機関の皆さんが望まれているかということを見ると、本当に必要な事業かどうかの精査をしていただいたのかどうかということ、その辺の庁内でというか、担当課のほうでのお話はなかったでしょうか。

○委員長（亀井琢磨君） はい、観光MICE企画課長。

○観光MICE企画課長 はい、観光MICE企画課です。

今回の補正でも、医療従事者の皆様への支援金というのが別の案件であると思うんですけども、タイミングをこれと合わせて、一つ象徴的な取組。当然、メッセージとしては医療従事者の皆様に応援するということですけども、それをある意味目に見えるような形で市民の皆様にもお示しすることで、やはりまだまだ、今後第2波、第3波ということが懸念される中で、医療従事者の方の闘いは終わっていないということをお出ししていただくということも必要ではないかということもありまして、今回上げさせていただいております。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） はい、分かりました。

済みません、じゃ最後に、農政部の農業労働力確保緊急支援ということで、今回のコロナウイルス感染症の拡大で一部労働力不足、それから休業要請によって発生することが想定される失業者の受皿というようなことで大きく取り上げていただけるんだなというふうに思いましたが、直進のアシストトラクタ1台とIoT栽培ナビゲーションシステム4セットということで、決して安くない購入ですというふうなことをおっしゃってましたが、実際に使うのが、今後のスケジュールの中では、今年の10月と来年の2月に雇用就農者希望者研修と新規就農希望者研修ということになっていまして、これ大体何人ぐらいの予定で操作実習をされるのか、伺います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、農政センター所長。

○農政センター所長 農政センターです。

雇用就農者希望者研修は10名です。新規就農者希望者研修のほうは5名での研修を予定しております。こちらのほうはそれぞれ毎年この時期に行うような形になります。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） もちろんないよりあったほうがいいんでしょうけれども、失業者の受皿というふうなことであれば、ここにつなげるだけのもっとたくさんの幅広い窓口みたいなものがなければ、実際に休業でたくさんの方、仕事を失われて今後どうしようかというふうなことで悩んでいらっしゃるときに、農業どうでしょうかと魅力の発信をしていくということについて言えば、今回の内容だけではきっと足りないだろうなど。インパクトがあまりないかなという気がするので、打ち出し方の工夫と、それから困っている方の相談に乗りながら、農業って実は、食べていけばとてもいい職業なんだけれども、今なかなか後継者不足というふうな課題が払拭できない中で光が当たらないところであるけれども、生活の仕方だとか社会を変えていかなきゃいけないということになったときに、必ず必要なのはやっぱり農業だと思うので、もっと充実していただきたいなということは思いました。

あと、済みません、コロナ禍のことで出されたものなので、議案質疑でもされてましたが、農業者がコロナで困っている方と、それから逆に販売促進になった方と大勢いらっしゃると思うんですが、農家の聞き取りなどはどんなふうに行われたのか。市内の農家さんで言えば、ほぼ大体のところから意見いただいたのか、それとも一部かいつまんでということなのか、状況を伺いたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、農政センター所長。

○農政センター所長 農政センターの職員が現場の農業者の方と直接対面しまして状況の聞き取りを行ったところがあります。市内農業者としては、影響は比較的小さい一方、販路や部門により影響の出方が違ってまいります。

例えば直売所やスーパー、量販店におきましては、外出自粛の影響により内食が増えたことから売上げが上昇しておりますが、一方、飲食店、ホテルへの直接販売や観光農園については、客数の大幅な減少があります。あと、今被災農業者の方に補助金の関係で農政センターに来ていただいたりとか、本庁の農政課のほうに来ていただいたりしておりますので、その際に状況等をお伺いしたりしております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 確かに個々に状況が違って、私の知り合いなどは、自粛期間中、フリーマーケットだとか、そういう販売が全くできなくなってしまったので、イベントが中止になったり延期になったりということで、まだしばらく大変なのかなと。畑で野菜はできちゃうんだけど、その販路がないということで処分しなきゃいけなかったりということがあったので、その補填なども含めてしっかりと聞き取りをしていただいて、個々に対応をぜひ丁寧にしていただければと思います。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい。ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（亀井琢磨君） ほかに御発言がなければ、採決に移りたいと思います。

それでは、お諮りいたします。議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）中所管について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（亀井琢磨君） 賛成全員、よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。
それでは、説明員の入替えをお願いいたします。お疲れさまでございました。

[市民局説明員入替え、環境局・経済農政局退室]

発議第5号審査

○委員長（亀井琢磨君） 次に、発議第5号・千葉市美術館条例の一部改正についてを議題といたします。

審査の方法でございますが、まず提出者であります盛田委員から提案理由を聴取した後、各委員から提出者に御質疑等をお願いいたします。また、質疑に際し、当局に補足説明を求めたい場合には、その旨を述べていただきますようお願いいたします。

なお、提出者におかれましては、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、盛田委員より説明をお願いいたします。

○委員（盛田眞弓君） 千葉市美術館条例の一部改正について提案させていただいております。

提案理由の説明の中でも、7月11日に千葉市の美術館、リニューアルオープンします。この時期に合わせて、25歳以下の若者の常設展示の観覧料金を無料にして、若者に足を運んでもらう。観覧を促して、若者の芸術鑑賞の機会を拡大して、豊かな感性、想像力を育むことを目指していただきたいという趣旨で提案させていただきました。

今、大変な時期なんですけれども、この時期に美術館がオープンするということ言えば、インパクトを持った取組ということが必要だというふうに思います。現在、国立美術館も高校生と18歳未満無料ということをしてまして、若者の方への優しいというか、大学生半額というふうなことがありますので、思い切って無料にして、ぜひ来てくださいというふうなことの取組の一環ですので、ぜひ御賛同いただければと思います。

以上です。

○委員長（亀井琢磨君） はい。それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。はい、宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） これ、確かにただということはいいことだよ。でも、出せない金額じゃないと思うんだけども。

ちょっと聞きますけれども、これただにした場合に、どのくらいの予算が必要になってきます。

○委員長（亀井琢磨君） これはどちら。はい、そうしましたら、はい、それでは生活文化スポーツ部長。

○生活文化スポーツ部長 生活文化スポーツ部、那須でございます。

今、25歳以下の方を無料化した場合の想定の入面ということでございますけれども、影響額でございますが、年約245万円というような試算をしております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 今、240万円という金額出てきましたけれども、それだけあれば、もう少しい絵が買えるんじゃないかと思います。そういうことで、無料ということじゃなくて、皆さんが少しずつお金を出したほうが私たちはいいと思いますので、この条例案には賛成

をしかねます。

○委員長（亀井琢磨君） ほかございますか。村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 今回の共産党さんから出された条例の一部改正を審議するについては、例えば同じ政令市、20市ありますけれども、このように常設展示を設けている施設があると思います。そういった中で、有料設定されているところがどのくらいあって、それは例えば年齢によって違うんでしょうから、大体うちと比較して他の政令市はどのような設定がされているのかをまずお示しいただくと同時に、うちの今現在の有料設定は、いわゆる無料設定か、有料設定と言うんですか、はどうなっているのか、まずお示しをいただいで比較できればと思います。所管のほうで分かる範囲でお示しいただきたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、生活文化スポーツ部長。

○生活文化スポーツ部長 生活文化スポーツ部です。那須でございます。

今御質問いただきました、まず政令市の状況でございますけれども、常設展示に相当する展示をしている公立の美術館といたしましては、全体で16自治体、千葉市を除いて16自治体ございます。その利用料金の状況でございますが、条例上、一般と大学生の区分では、全てにおいて有料設定となっております。次の区分といたしまして高校生でございますが、神戸市以外は有料という状態でございます。小学生、中学生でございますが、7市が無料でございますが、9市が有料というふうになっております。

料金的に見ますと、区分で言うと、小学生、中学生を大体同一料金にしている自治体が多くて、50円から300円の範囲、高校、大学生を同一料金にしている自治体につきましては100円から500円の範囲、一般につきましては他区分よりも高額に設定してまして、150円から520円の範囲というところが多くなってございます。

あともう一つ御質問いただきました本市の状況でございますが、本市は、基本的に条例では金額を設定しておりますけれども、指定管理者からの提案に基づきまして、これまでも小中高生は無料というふうにしてございます。加えて、市内の大学、短大の新生を対象に、市の施設を無料解放しております、大学1年生は無料ということになってございます。

加えて、あと企画展観覧者につきまして、そちらのほうの料金の中には常設展示の費用も入っているということで、実質無料ということでございます。これにつきまして、川崎市とか広島市も同様というふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 今、他政令市の状況を紹介していただきました。確認も含めて、うち以外の16自治体、常設展示を持っている公立美術館の中で、一般大学生が、先ほどの説明では、16自治体が全て有料設定されていると。しかも、その下の高校生に至っても15自治体、それから小中学生も7除く9自治体が有料設定されているという説明があり、また料金額についても説明がございました。その説明の中で一つ、うちの場合、市内大学、短大新生も加えて無料になっているということなんですけれども、これにはどのような理由というか背景があるのか、説明をいただける範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、生活文化スポーツ部長。

○生活文化スポーツ部長 はい、生活文化スポーツ部、那須でございます。

こちらのほう、市内大学、短期大学生の新入生を対象に、市内の施設ということで美術館に限らずでございますけれども、市として愛着を持っていただきたいというような理由で始めた制度でございます。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） その背景については理解いたしました。そういったことを鑑みれば、他政令市と比較して本市の料金、有料設定につきましては、条例ではこのように書いてありますけれども、指定管理者の提案に基づいて現況、先ほど説明されたような無料設定が行われていると。しかも、先ほど説明の中に、企画展示で入られた方は無料で常設展示も見ることができるといったこともあります。そういうことを鑑みますと、本市における千葉市美術館の料金設定の在り方というのは、むしろ政令市の中でも先を行っているというふうな感じもありますし、大人料金設定も、他政令市と比較して決して高くはないと、同レベルであるということを考えますと、今回の条例の一部改正につきましては、趣旨は分かりますけれども、賛同しかねるということを表明させていただきます。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、ほかに。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一つ、盛田委員にお尋ねします。もしかしたら説明していただいているかもしれませんが、備考で、25歳以下の者は無料というふうに書いてありますけれども、この年齢設定の理由というのはどうだったか教えてください。

○委員長（亀井琢磨君） はい、それでは盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 25歳以下の者というふうなことの年齢の設定なんですけど、学生を含めて若者というふうなくくりで広くしました。小学校、中学校、それから高校、大学というふうに学年で分けられるものもあるかと思いますが、今回については、一般の中で25歳以下というふうなことの若い方というふうなことで設定をさせていただいております。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。そうしましたら、先ほど来より当局の説明を伺う限り、なかなかそこまで行ってないのかなということです。もちろん私も、先ほどもお話ございましたように、無料になればいいかなっていつも思っているわけですがけれども、やはり頂く料金によっていろいろな施策もできますし、美術館に行くと、ぱっと見てぱっと帰ってきちゃうということがございます、私なんか。ですから、美術館に行くと楽しめるような工夫欲しいなと思うんです。ちょっとここはまた話題が変わってしまうんですけども、新しい指定管理者の中で何か楽しめるような対応が考えられているのか、伺いたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） はい、生活文化スポーツ部長。

○生活文化スポーツ部長 今回の御質問ですけれども、今度、7月にリニューアルを迎えます。御承知のとおり、中央区役所が移転して、全階美術館になりますけれども、そこは今度、単に鑑賞するだけでなく、体験型ということで、そういった施設も子どもアトリエと市民アトリエ、あと本、図書も豊富に、分かりやすい美術の図書を設置いたしますし、またレストランですとかバルとかカフェなんかも付け加えたいというふうに思っていますので、そういうところでまた違う美術館を感じていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（亀井琢磨君） はい、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。

そうしますと、新しい指定管理者の下で無料になる部分もありますし、高校生以下無料、あと大学1年生も配慮していただくということでございますし、また新たな取組で楽しめる。私からすると、今の答弁ではかなり楽しめる、期待できる美術館になるのかなという意味で、今のところはまだ無料じゃないほうがいいのか。多少は頂かなきゃちょっと困るかなというふうに思いまして、せっかくの御提案ですけれども、賛同はできないということをお願いしたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） ほかがございますか。蛭田委員。

○委員（蛭田浩文君） 先ほど、村尾委員への当局の説明の中で、他市の状況、有料設定しているということを知りましたし、料金もうちの条例とほぼ変わらない状況。また、指定管理者から逆に、小中高校生無料と、また大学1年生も無料にして対応しているということですので、条例では決まっておりますけれども、実際のところはそういう対応をしているということを見て、今回のこの提案には賛同しかねるという形にさせていただきたいと思います。

25歳という一つのあれがあるんですけれども、大学生で言えば22歳。23歳以降は社会人というふうに普通考えれば、この程度の料金を払うというのは普通であろうというふうに思いますので、この発議には賛成しかねるということで、申し訳ないですけれども、よろしく願います。

○委員長（亀井琢磨君） ほかがございますか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 提案した側とすれば、7月11日にリニューアルオープンというふうなことを大きく宣伝するということが非常に意味があることだというふうに思うのと、それからこの間、新型コロナの関係で、文化芸術というものはことごとく自粛に追い込まれてきました。それでもなおこの時期にリニューアルオープンして、この美術館はオリンピック・パラリンピックのときにいっぱい外国の方も来ていただこうと浮世絵のことなんかもして、新しくできるものについて打ち出していこうというふうなことで市民局はじめとしてやってきたことなので、先ほど影響額は幾らかというふうに言われたときに、245万円です。決して無理なことではないし、今度リニューアルされる美術館は、それこそワークショップルームだとか、子どもたちに足を運んでもらおうと、若い方たちにも親しみを持ってやってもらおうということのリニューアルオープンなので、今でも小学生、中学生は個人で250円、団体で200円ということでは有料ですね。この問題は、25歳以下の皆さんに文化を浸透させるという意味では非常に大きなことだし、先を行っている趣旨は分かるがと。先を行っているからここ止まりではなくて、今回のリニューアルオープンを大いに生かしていきたいと。千葉市の目玉にしていったらということも含めての訴えですので、ぜひ御賛同いただきたいというふうに思います。

○委員長（亀井琢磨君） それぞれ御発言がありましたけれども、ほかにございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（亀井琢磨君） それでは、ほかに御発言がなければ、採決に移らせていただきます。

お諮りいたします。発議第5号・千葉市美術館条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（亀井琢磨君） 賛成少数、よって、発議第5号は否決されました。

以上で案件審査を終了いたします。説明員の方は御退室願います。お疲れさまでございました。

[市民局退室]

年間調査テーマについて

○委員長（亀井琢磨君） 次に、年間調査テーマの設定について御協議を願います。

常任委員会の機能強化の一つとして所管事務調査の充実が掲げられ、平成29年度より年間調査テーマが導入されたところでございます。年間調査テーマの設定については、第2回定例会の委員改選後に開催される委員会において設定するか否かを協議し、決定することとなっております。

その結果、年間調査テーマを設定する委員会と、当初は設定しなくとも、適宜必要に応じて所管事務調査を実施していく委員会に分かれることも想定されますが、それについては各委員会の自主性に任せるということになっております。

それに従いまして、委員の皆様には、当委員会としての今期の年間調査テーマについて御協議をいただきたいと存じます。

なお、議長より、本市に多大な影響のあった昨年の台風等による自然災害や新型コロナウイルス感染症などに関する危機管理について、各局それぞれに課題があると考えられていることから、各常任委員会の所管事務調査等においても調査をしていただきたいと依頼がございました。

緊急事態宣言が解除されても、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策のため多忙な局もあるかと思っておりますので、正副委員長といたしましては、状況を見極めながら調査をしたいと考えております。このことにつきましても委員の皆様のお意見をいただければと思います。

それでは、年間調査テーマについて御意見等ありましたら伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） いろいろな分野で調査をしたいところなんですけど、せっかく議長、議長っておっしゃいましたでしょう。議長のお申出もあり、やっぱり各局もそこを重点的に恐らくやってくるところもあると思いますので、議長のお申出のコロナ対応ですね。その辺に焦点を当てた市民局。局広いですけども、この局は。その意味でいろいろな分野を調査できるのかなと思いますので、私としては賛成をさせていただきたいと思います。（石橋委員「決めていいよ」と呼ぶ）

○委員長（亀井琢磨君） 石橋委員。

○委員（石橋 毅君） コロナで大変、食べるほうも作るほうも苦戦している中で、スマート農業だとかいろいろ今日も議題になってましたから、ひとつできるなら農業のほうの、去年はイチゴの栽培ということでしたので、今年もまたイチゴとトマトというようなことありますので、ぜひそういうものの食料安保の観点からひとつそれらを入れていただければというふうに思うところでございます。

○委員長（亀井琢磨君） ありがとうございます。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） コロナと全く関係なくはないんですが、環境の面で、レジ袋の有料化などが始まりまして、プラスチックをあまり使わないようにしようということも全体的に進んでいきます。この間、コロナでは、ごみの収集をされる方たちの問題が非常に大きくなってきていて、あまり光を浴びるところではないんですけれども、毎日というか、必ずなくてはならない事業なんだけれども、私たち市民にとってみれば、ごみの収集、休日にかかわらず曜日で回収を行っていただけるというふうになったんですが、事業者としてはお休みがないとか、働き方改革に反するようなどいうふうにあれですけれども、もう少しルートを変えるだとか、一緒に市の事業を担っていく事業者の皆さんたちの意見も聞きながら、ひいては地球温暖化に大きく関わるプラスチックごみの環境についての問題。必要な市民サービスとしてのこれについてもぜひ調査をとというふうに思います。

○委員長（亀井琢磨君） 村尾委員。

○委員（村尾伊佐夫君） 私どもの常任委員会は、環境、経済、市民局ということで多岐にわたっている中で、年間調査のテーマということなので、そういった中、議長のほうから提案もいただいておりますから、そういうことを踏まえていただいて、各委員がいろんな意見を出していただいておりますけれども、その辺は委員長、副委員長のほうで。正副委員長にお任せしますから。しっかり取り組んでいくということを皆さんで確認していきたいと思います。

○委員長（亀井琢磨君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 今、委員長のほうから議長提案ということでは言われましたけれども、今回、コロナだけじゃなくて危機管理ということで、本当言うと、委員会に危機管理も入れたらどうだという議論もありましたので、それを各委員会で、危機管理について少し調査してほしいということがお願いであったわけでございますので、それを踏まえて委員長、副委員長に御提案いただけるとありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

あと、県外視察もないので、できれば所管事務調査を入れていただけるとありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（亀井琢磨君） 蛭田委員。

○委員（蛭田浩文君） 正副委員長にお任せします。

○委員長（亀井琢磨君） ありがとうございます。

今、議長からの提案もありましたし、またそれぞれの所管の事項について、いろいろ多岐にわたる御提案もありましたので、その辺をなるべく網羅できるように、ただいまの皆さんの御意見を踏まえまして、年間調査テーマの設定と、コロナ禍でありますけれども、進行計画については御一任をいただければと思います。

なお、テーマにつきましては、後日また委員の皆様书面にて御連絡をさせていただきたいと思っております。

委員会視察について

○委員長（亀井琢磨君） それでは、最後に委員会視察について。

今、議長からもお話ありましたが、例年、第2回定例会において、視察日程等を協議していただいておりますが、今期の視察につきましては、全国市議会議長会より、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自粛要請の通知が来ていること、また緊急事態宣言が解除されても、

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

引き続き感染防止の取組を行っていく必要があることから、本市議会として、残念ながら中止することとなりました。委員の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

委員会視察については以上でございます。

それでは、これもちまして環境経済委員会を終了いたします。長丁場お疲れさまでございました。

午後 4 時35分散会